

後期基本計画

第1章 後期基本計画の概要

- 1. 後期基本計画の構成 35
- 2. 総合計画と各種計画との関連性 36

第2章 施策別計画

- 1-1. 学校教育の充実 40
- 1-2. 生涯学習の充実と文化の振興 42
- 1-3. 人権尊重・男女共同参画社会の形成 44
- 2-1. 農林水産業の振興 46
- 2-2. 工業の振興 48
- 2-3. 商業・観光の振興 50
- 3-1. こども・子育て支援の充実 52
- 3-2. 高齢者福祉の充実 54
- 3-3. 障がい福祉の充実 56
- 3-4. 地域福祉の充実 58
- 3-5. 健康づくりの推進 60
- 4-1. くらしの安全の確保 62
- 4-2. 自然環境・生活環境の保全 64
- 4-3. 循環型社会の形成 66
- 4-4. 地域活動・町民活動の推進 68
- 4-5. 防災・減災対策の推進 70
- 4-6. 消防・救急・救助対策の推進 72
- 5-1. 道路・橋梁の整備と保全 74
- 5-2. 持続可能な市街地の形成 76
- 5-3. 水道水の安定供給と污水处理の推進 78
- 6-1. 持続可能な行政運営の推進 80
- 6-2. 健全な財政運営の推進 82
- 6-3. 人材育成と組織体制の充実 84

第1章 後期基本計画の概要

1. 後期基本計画の構成

将来都市像である「一人ひとり」が輝く「もっと」快適 住みやすいまち 荊田の実現を目指し、6つの政策と23の施策を設定した後期基本計画を定めます。

1 未来を拓く人づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実と文化の振興
- (3) 人権尊重・男女共同参画社会の形成

2 活力ある産業のまちづくり

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 工業の振興
- (3) 商業・観光の振興

3 だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり

- (1) こども・子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい福祉の充実
- (4) 地域福祉の充実
- (5) 健康づくりの推進

4 安全で暮らしやすい環境があるまちづくり

- (1) くらしの安全の確保
- (2) 自然環境・生活環境の保全
- (3) 循環型社会の形成
- (4) 地域活動・町民活動の推進
- (5) 防災・減災対策の推進
- (6) 消防・救急・救助対策の推進

5 快適な都市機能があるまちづくり

- (1) 道路・橋梁の整備と保全
- (2) 持続可能な市街地の形成
- (3) 水道水の安定供給と污水处理の推進

6 持続可能なまちづくり

- (1) 持続可能な行政運営の推進
- (2) 健全な財政運営の推進
- (3) 人材育成と組織体制の充実

2. 総合計画と各種計画との関連性

(1) 経営計画としての総合計画

本町では総合計画を、全施策の目指す姿を網羅した最上位計画として位置づけるとともに、「苅田町の経営計画」として、【政策推進】、【行政改革（行政経営）】、【健全財政】の3側面を包含した計画としています。

(2) 地方創生、国土強靱化の全庁的計画と連携した総合計画

人口減少と東京一極集中の克服を図るため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方創生総合戦略」という。）」及び災害による人的・物的被害の未然防止や減災を目指す「国土強靱化地域計画」は、国から全市町村に策定が求められています。この2つの計画は、総合計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進や事業計画にも大きく影響するものです。

そこで、整合・調和のとれた策定及び推進により限られた資源の有効活用を図ります。また、各計画の進捗管理や町民への説明においても、総合計画の成果指標を活用し、わかりやすく報告するとともに、進捗管理や町民への説明に係る業務の効率化を図ります。

なお、総合計画の施策体系と「地方創生総合戦略」、「国土強靱化地域計画」の関連性は次のとおりです。

■ 施策体系一覧と各種全庁的計画との関連性

政策名	施策名	基本事業名	総合戦略	国土強靱化
1 未来を拓く人づくり	1 学校教育の充実	1 確かな学力の向上とたくましい心身の育成	●	
		2 ICT活用教育による学びの質の向上	●	
		3 教育環境の整備	●	●
		4 学校・家庭・地域の連携と協働	●	
		5 多様性を踏まえた教育の実践	●	
	2 生涯学習の充実と文化の振興	1 学習機会の充実	●	●
		2 生涯スポーツの推進	●	●
		3 図書館サービスの充実	●	
		4 文化財の保存と活用	●	●
	3 人権尊重・男女共同参画社会の形成	1 人権教育・人権啓発の推進		
		2 人権擁護の推進		
		3 男女共同参画の推進		
2 活力ある産業のまちづくり	1 農林水産業の振興	1 多様な担い手で支える営農体制の確立	●	
		2 農業基盤の整備・保全	●	●
		3 森林の維持		
		4 漁業経営の安定化	●	
	2 工業の振興	1 立地及び事業環境の整備	●	●
		2 企業立地の促進	●	
		3 事業所の総合的な支援	●	●
	3 商業・観光の振興	1 商業の活性化	●	
		2 町内の観光資源による愛着づくりとにぎわい創出	●	
3 だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり	1 こども・子育て支援の充実	1 子育て不安の軽減	●	
		2 保育サービスの充実	●	●
		3 放課後の居場所づくり（児童）	●	
		4 母子保健の推進	●	
		5 児童発達の支援	●	
		6 こどもの人権尊重	●	
	2 高齢者福祉の充実	1 介護予防・社会参加の推進	●	
		2 日常生活支援の充実	●	
		3 地域ぐるみの認知症対策の推進	●	
		4 介護保険サービスの適正運営		●
		5 高齢者の人権尊重	●	
	3 障がい福祉の充実	1 自立支援の推進		●
		2 地域生活支援の推進	●	●
		3 障がい者の人権尊重	●	
	4 地域福祉の充実	1 住民同士の支え合いの促進	●	
		2 相談体制の充実	●	●
		3 町営住宅の整備	●	●
	5 健康づくりの推進	1 生活習慣の改善	●	
		2 早期発見・早期治療の推進	●	
		3 こころの健康づくり	●	
		4 地域医療体制の充実	●	●

政策名		施策名		基本事業名		総合戦略	国土強靱化
4	安全で暮らしやすい環境があるまちづくり	1	くらしの安全の確保	1	交通安全対策の推進	●	●
				2	防犯対策の推進	●	
				3	青少年犯罪の抑制	●	
				4	消費生活の安全	●	
		2	自然環境・生活環境の保全	1	自然環境の保全		
				2	生活衛生・公害の防止		
				3	再生可能エネルギーの利用		
		3	循環型社会の形成	1	ごみの排出抑制の推進		
				2	リサイクルの推進		
				3	ごみの適正な処理		●
		4	地域活動・町民活動の推進	1	自治会活動の活性化	●	●
				2	町民活動の活性化	●	●
				3	産学官連携の推進	●	●
				4	国際化・多文化共生の基盤づくり	●	●
		5	防災・減災対策の推進	1	防災意識の高揚	●	●
				2	地域防災力の向上	●	●
				3	防災・災害情報の提供	●	●
				4	災害時支援力・対応力の向上	●	●
				5	浸水対策の推進	●	●
				6	津波対策の推進	●	●
		6	消防・救急・救助対策の推進	1	防火意識の高揚と予防対策の推進	●	●
				2	消防団活動の充実	●	●
				3	救急救命体制の整備	●	●
				4	資機材等の適正な維持管理	●	●
5	快適な都市機能があるまちづくり	1	道路・橋梁の整備と保全	1	道路の整備促進	●	●
				2	道路・橋梁の適切な維持管理	●	●
		2	持続可能な市街地の形成	1	地域の特性を踏まえた適切な土地利用の推進	●	
				2	駅周辺の整備	●	●
				3	公共交通の利便性向上	●	
				4	魅力ある景観の保全・創出	●	
				5	公園・緑地の整備と管理	●	●
				6	住宅の適正管理と有効活用	●	●
		3	水道水の安定供給と汚水処理の推進	1	安全で災害に強い水道の供給	●	●
				2	下水道の整備と管理	●	●
				3	合併処理浄化槽による汚水処理の推進	●	●
				4	健全な上下水道経営の推進		
6	持続可能なまちづくり	1	持続可能な行政運営の推進	1	成果志向の行政運営		
				2	広報・広聴の推進	●	
				3	デジタル行政の推進と情報システムの適正管理	●	
				4	個人情報保護と公開		
				5	広域行政の推進		
				6	確実な事務執行と窓口処理		
				7	人口減少対策の推進	●	
		2	健全な財政運営の推進	1	歳入の確保		
				2	歳出の適正管理		
				3	公共施設マネジメントの推進		●
				4	適正な会計処理		
		3	人材育成と組織体制の充実	1	人材育成の充実		
				2	効果的な組織づくりと人員の充実		
				3	健康で安心して働ける職場づくり		

序論

後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

第2章 施策別計画

施策別計画の見方

基本構想実現の手段となる「政策」の名称です。

政策実現の手段となる「施策」の名称です。

区分の種類の説明

「成果」

施策の達成度を示す指標

「社会」（適当な成果指標がない場合）

社会的に施策分野の動向を示す指標

施策を実施することで目指す将来の姿です。

施策の目指す姿の達成度（成果）を示す指標（モノサシ）と基準値、目標値です。

施策の目指す姿を実現するに当たっての課題や方向性を示しています。

施策推進のための個別計画や関連する計画です。

施策に関係のある指標の過去の推移を示すグラフです。

政策1 未来を拓く人づくり

施策1-1 学校教育の充実

■ 施策の目指す姿

こどもたちが確かな学力とたくましい心身を育み、学校で楽しく学んでいます。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童の割合	成果	67.3% (R6)	67.5% (R12)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた児童の割合です。
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒の割合	成果	62.7% (R6)	65.0% (R12)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた生徒の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 教育現場を担う教職員の指導力向上を進め、こどもたちが変化を乗り越え、予測困難な時代を生き抜くための確かな学力の定着へつなげていきます。
- 授業においてICTの活用をさらに深化させ、学習指導の効果を高めます。
- こどもたちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、老朽設備改修や体育館への空調設備等の学習環境整備を中長期的かつ計画的に進めていきます。
- 地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるために、学校・家庭・地域が連携、協働する体制づくりを推進していきます。
- こどもの特性に応じた教育や必要な支援が求められています。多様な学びの場を用意するとともに、学校生活支援員の充実やスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図ります。
- 教職員のワークライフバランスの実現と健康でやりがいをもって働く環境を整備することで、こどもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上に取り組みます。

学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒の割合

年度	小学校(実施団体平均)	小学校(荏田)	中学校(実施団体平均)	中学校(荏田)
令和2	63.1	60.9	43.0	41.0
令和3	62.4	62.7	43.0	41.0
令和4	65.5	65.2	43.0	41.0
令和5	64.3	64.4	43.0	41.0
令和6	67.3	62.7	43.0	41.0

出典：QU調査

部門別計画 荏田町学校施設等個別施設計画（令和3年度～）

施策実現の手段となる「基本事業」名称と目指す姿です。

施策と関連性のある持続可能な開発目標（SDGs）を表示しています。

基本事業の目指す姿の達成度（成果）を示す指標（モノサシ）と基準値、目標値です。

SDGsとの
関連性

■ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値	
1 確かな学力の向上 とたくましい心身 の育成	学習内容の基礎や基本を 習得し、主体的・協働的 に学んでいます。	小学6年生の「全国学力・学習状況調査」 全国平均以上の科目数 (2科目中)	1科目 (R6)	2科目 (R12)	
		中学3年生の「全国学力・学習状況調査」 全国平均以上の科目数 (2科目中)	0科目 (R6)	2科目 (R12)	
		小学5年生の「体力・運動能力 調査」全国平均以上の区分数 (8区分中)	男子 1区分 (R6) 女子 1区分 (R6)	6区分 (R12) 4区分 (R12)	
		中学2年生の「体力・運動能力 調査」全国平均以上の区分数 (8区分中)	男子 3区分 (R6) 女子 4区分 (R6)	6区分 (R12) 4区分 (R12)	
2 ICT活用教育によ る学びの質の向上	ICT教育実践や情報化に 取り組むことで、教育の 質が向上しています。	授業において、PC・タブレット などのICT機器をつかった割合	小学校	68.0% (R6)	85.0% (R12)
			中学校	71.0% (R6)	85.0% (R12)
3 教育環境の整備	安心・安全で快適な学校 生活を送るとともに、教 員が充実した活動を行っ ています。	教室で授業をするのに支障があった件数 (後期計画期間累計)	0件 (R6)	0件 (R8～R12の累計)	
		学力向上や快適な学校生活を送るための 施設・備品改善件数 (後期計画期間累計)	481件 (R3～R6の累計)	1,200件 (R8～R12の累計)	
		学校管理下(通学)における事故発生件数	2件 (R6)	0件 (R12)	
		超過勤務時間が月45時間超の教員割合	29.9% (R6)	15.0% (R12)	
4 学校・家庭・地域 の連携と協働	学校の実情についての共 通理解をもち、相互に連 携・協働ができています。	様々な学習や活動を支援するボランティ ア活動団体の登録人数	298人 (R6)	500人 (R12)	
		コミュニティ・スクール設置学校数	6校 (R6)	8校 (R12)	
5 多様性を踏まえた 教育の実践	個別最適な学びを実現し ています。	学校生活支援員1人当たりの 児童・生徒数	小学校	6.2人 (R6)	6.0人 (R12)
			中学校	7.0人 (R6)	6.0人 (R12)
		不登校率 (1,000人当たり)	小学校	19.75人 (R6)	4.00人 (R12)
			中学校	86.87人 (R6)	35.00人 (R12)

用語解説

■ コミュニティ・スクール 学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

論

中期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

41

施策別計画の中での専門用語に関する解説です。

学校教育の充実

■ 施策の目指す姿

こどもたちが確かな学力とたくましい心身を育み、学校で楽しく学んでいます。

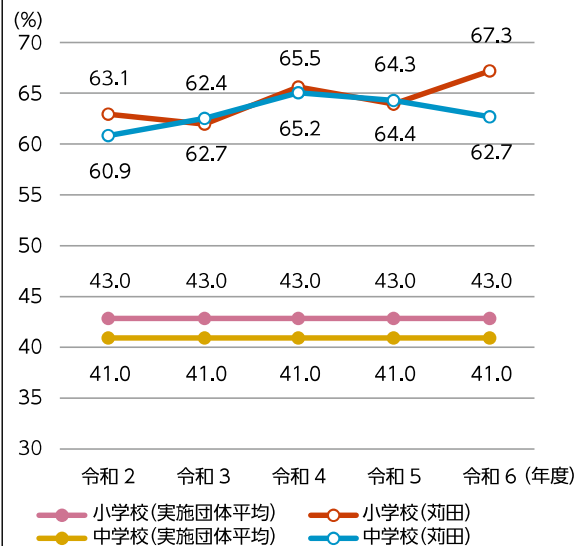
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童の割合	成果	67.3% (R6)	67.5% (R12)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた児童の割合です。
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒の割合	成果	62.7% (R6)	65.0% (R12)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた生徒の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 教育現場を担う教職員の指導力向上を進め、こどもたちが変化を乗り越え、予測困難な時代を生き抜くための確かな学力の定着へつなげていきます。
- 授業において ICT の活用をさらに深化させ、学習指導の効果を高めます。
- こどもたちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、老朽設備改修や体育館への空調設置等の学習環境整備を中長期的かつ計画的に進めていきます。
- 地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるために、学校・家庭・地域が連携、協働する体制づくりを推進していきます。
- こどもの特性に応じた教育や必要な支援が求められています。多様な学びの場を用意するとともに、学校生活支援員の充実やスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図ります。
- 教職員のワークライフバランスの実現と健康でやりがいをもって働く環境を整備することで、こどもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上に取り組みます。

学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒の割合



出典：QU調査

部門別計画

刈田町学校施設等個別施設計画（令和3年度～）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名		基準値	目標値
1 確かな学力の向上とたくましい心身の育成	学習内容の基礎や基本を習得し、主体的・協働的に学んでいます。	小学6年生の「全国学力・学習状況調査」全国平均以上の科目数（2科目中）		1科目（R6）	2科目（R12）
		中学3年生の「全国学力・学習状況調査」全国平均以上の科目数（2科目中）		0科目（R6）	2科目（R12）
		小学5年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数（8区分中）	男子	1区分（R6）	6区分（R12）
			女子	1区分（R6）	4区分（R12）
		中学2年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数（8区分中）	男子	3区分（R6）	6区分（R12）
			女子	4区分（R6）	4区分（R12）
2 ICT活用教育による学びの質の向上	ICT教育実践や情報化に取り組むことで、教育の質が向上しています。	授業において、PC・タブレットなどのICT機器をつかった割合	小学校	68.0%（R6）	85.0%（R12）
			中学校	71.0%（R6）	85.0%（R12）
3 教育環境の整備	安心・安全で快適な学校生活を送るとともに、教員が充実した活動を行っています。	教室で授業をするのに支障があった件数（後期計画期間累計）		0件（R6）	0件（R8～R12の累計）
		学力向上や快適な学校生活を送るための施設・備品改善件数（後期計画期間累計）		481件（R3～R6の累計）	1,200件（R8～R12の累計）
		学校管理下（通学）における事故発生件数		2件（R6）	0件（R12）
		超過勤務時間が月45時間超の教員割合		29.9%（R6）	15.0%（R12）
4 学校・家庭・地域の連携と協働	学校の実情についての共通理解をもち、相互に連携・協働ができています。	様々な学習や活動を支援するボランティア活動団体の登録人数		298人（R6）	500人（R12）
		コミュニティ・スクール設置学校数		6校（R6）	8校（R12）
5 多様性を踏まえた教育の実践	個別最適な学びを実現しています。	学校生活支援員1人当たりの児童・生徒数	小学校	6.2人（R6）	6.0人（R12）
			中学校	7.0人（R6）	6.0人（R12）
		不登校率（1,000人当たり）	小学校	19.75人（R6）	4.00人（R12）
			中学校	86.87人（R6）	35.00人（R12）

用語解説

■ コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

序
論

後期基本計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

基本構
想

総合戦
略

用語集

資料編

生涯学習の充実と文化の振興

■ 施策の目指す姿

こどもから高齢者までが、生涯を通じて学習し、芸術・文化やスポーツ活動に取り組んでいます。

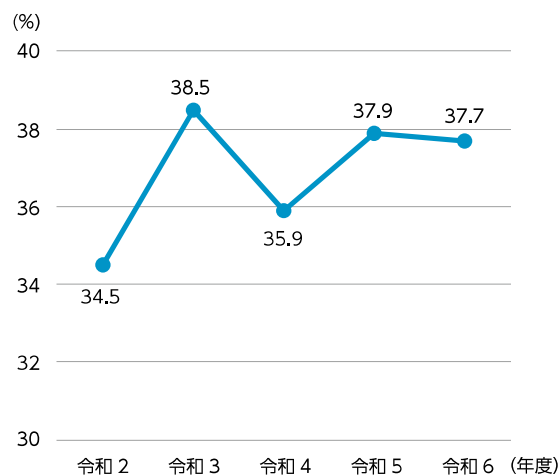
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
生涯学習をしている町民の割合	成果	29.4% (R7)	33.0% (R12)	町民アンケートで、何か習い事や趣味の活動として生涯学習を行っている回答した町民の割合です。
週1日以上、スポーツや運動をしている町民の割合	成果	37.7% (R6)	40.0% (R12)	町民アンケートで、週に1日以上スポーツを行っている回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化やグローバル化など社会情勢の急激な変化の中、町民が生涯にわたって主体的に学習活動が継続できる環境を整備し、町民の心豊かな生活を支援する社会教育の機会の充実を図る必要があります。公民館講座や文化活動、青少年の体験活動等に参加できる機会の充実を図ります。
- スポーツ活動に対するニーズは「遊び」「健康づくり」「リフレッシュ」「技術向上」など世代に応じて多様化しています。あらゆる世代の町民がスポーツ活動に気軽に参加・体験できる機会と場所の充実を図ります。
- 誰もが読書に親しめる環境づくりに取り組むとともに、図書資料の充実や利便性の向上を図り、多くの町民が利用しやすい図書館を目指します。
- 町内の貴重な文化・歴史・自然遺産の調査を通じて、適切な保存、次世代への確実な継承を推進していきます。また、地域史への理解・愛着醸成を促すために、情報発信を担うボランティアを育成するとともに、文化財を生涯学習の題材・知的観光資源として活用します。
- 歴史資料館は令和7年度に閉館し、令和12年度を目途に再整備を行います。

週1日以上、スポーツや運動をしている町民割合の推移



出典：荻田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

荻田町生涯学習基本計画（令和2年度～）
 荻田町子ども読書活動推進計画（令和5年度～）
 史跡御所山古墳保存管理計画（平成28～令和17年度）

■ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 学習機会の充実	生涯学習の機会が充実し、 学びたいときに学べる環 境になっています。	学習機会が充足していると思う町民の割合	44.6% (R6)	47.6% (R12)
		公民館の年間利用者数	94,765人 (R6)	120,000人 (R12)
		芸術文化イベントの参加人数	2,151人 (R6)	2,215人 (R12)
		青少年体験活動の参加人数	427人 (R6)	500人 (R12)
2 生涯スポーツの 推進	スポーツ活動に参加す る機会が増え、町民が 生涯スポーツに親しん でいます。	スポーツ行事・教室への参加人数	2,169人 (R6)	2,300人 (R12)
		社会体育施設の年間利用者数	123,107人 (R6)	130,000人 (R12)
3 図書館サービスの 充実	公共図書館を多くの町民 が利用しています。	図書館の年間来館者数	119,703人 (R6)	123,294人 (R12)
4 文化財の保存と 活用	文化財が適切に調査・保 存され、町民の生涯学習 や来町者の観光資源とし て活用されています。	文化財の寄託・寄贈・借用・特別利用・ 指定件数	117件 (R6)	117件 (R12)
		文化財被害件数	1 件 (R6)	0 件 (R12)
		文化財活用事業の参加者数及び歴史資料 館・指定文化財の見学人数	1,718人 (R6)	1,718人 (R12)

人権尊重・男女共同参画社会の形成

■ 施策の目指す姿

誰もが基本的人権が守られ、お互いに認め合い、一人ひとりの人権が尊重されています。男女平等の意識が育まれ、様々な分野に男女が共同して参画しています。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
人権が尊重されている町であると思う町民の割合	成果	74.4% (R6)	76.2% (R12)	町民アンケートで、人権が尊重されている町であると思う「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。
社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思う町民の割合	成果	17.9% (R6)	20.4% (R12)	町民アンケートで、社会全体でみて男女の地位は「平等」になっていると思うと回答した人の割合です。

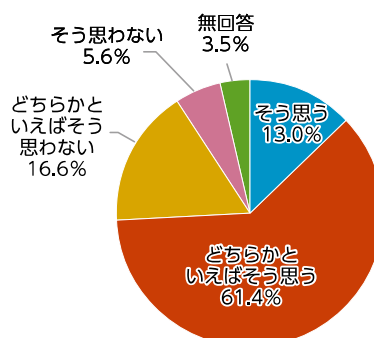
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

■ 本町では、「部落差別解消推進法」の制定を受け、令和4年に「荻田町部落差別をはじめあらゆる差別解消をめざす人権擁護条例」を公布しました。この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を根絶し、人権が尊重される社会の実現を目指す基本方針を示すものです。この理念を踏まえ、町民一人ひとりの人権意識を向上させるため、講演会の開催や企業や学校との連携といった教育・啓発活動を積極的に実施します。

■ 「女性活躍推進法」などの新たな法令も踏まえ、女性とその個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、荻田町男女共同参画行動計画に基づいた取組を進めます。職場におけるハラスメントの防止や研修の実施、「かんだ女性ホットライン」の設置による相談支援など、具体的な施策に取り組み、男女が互いに尊重し合い、責任を分かち合える社会づくりを推進します。

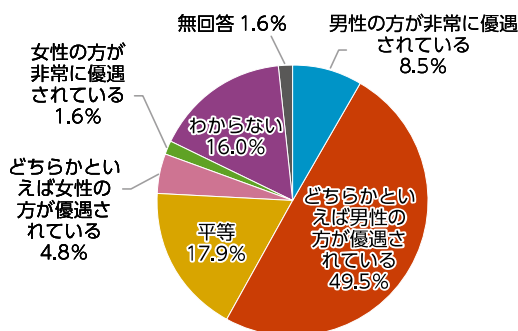
■ 多様性を尊重する社会の形成も重要なテーマです。本町では、LGBTQの方々を含むすべての人が自分らしく暮らせる環境づくりを目指し、令和5年にパートナーシップ宣誓制度を導入しています。また、パートナーシップ宣誓制度の広域連携を進めることで、町を超えた取組を推進し、より包摂的で安心できる社会づくりを目指します。

人権が尊重されている町であると思う町民の場合



出典：令和7年度 荻田町まちづくり町民アンケート

社会全体でみて男女の地位は平等になっていると思う町民の場合



出典：令和7年度 荻田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

荻田町人権教育行動計画（平成14年度～）

第3次荻田町男女共同参画行動計画（令和5～14年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 人権教育・ 人権啓発の推進	人権教育や啓発が行われ、人権が尊重されています。	町主催の人権啓発研修等を受講した人数	521人 (R6)	550人 (R12)
		この1年間に人権侵害をするような言動をした町民の割合	20.3% (R6)	15.0% (R12)
2 人権擁護の推進	人権擁護のための相談体制などが充実し、人権侵害の悩みや不安が軽減されています。	この1年間に人権侵害を受けたことがある町民の割合	9.7% (R7)	7.7% (R12)
		女性からの人権相談のうちDV及びハラスメント被害相談件数	213件 (R6)	238件 (R12)(※)
3 男女共同参画の 推進	性別による固定的な役割分業意識が解消され、社会の対等なパートナーとして、様々な分野において男女が共同して参画しています。	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の解消に共感する町民の割合	57.2% (R6)	67.2% (R12)
		審議会等における女性委員の占める割合	32.4% (R6)	37.4% (R12)

※ 最終的には基準値より下がることを目指しますが、相談機関の更なる周知を行い、積極的に相談に来ていただくことにより、相談に来ないままで良くない結末を迎えることを避けるため、現時点では基準値より上がることを目指します。

用語解説

DV

domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことです。殴る・蹴るなどの身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的、こどもを利用した暴力なども含みます。

ハラスメント

相手の尊厳を傷つけたり、不快感や精神的・身体的苦痛を与えたりする「嫌がらせ」や「迷惑行為」の総称です。

かんだ女性ホットライン

女性に対する暴力（殴る蹴る、精神的な暴力など）のほか、夫婦・家族・こども・対人関係など一般的な悩みの相談窓口です。

LGBTQ

L（レズビアン）女性として女性が好きな人
G（ゲイ）男性として男性が好きな人
B（バイセクシュアル）性別に関わらず恋愛対象になる人
T（トランスジェンダー）生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人
Q（クエスチョニング）性的指向や性自認がまだはっきりしていない人
それぞれの頭文字をとったもので、性的少数者の総称の一つです。

パートナーシップ 宣誓制度

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本において、自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

施策 2-1 農林水産業の振興

■ 施策の目指す姿

苅田らしい持続可能な農林水産業の確立を目指し、いきいきと取り組んでいます。

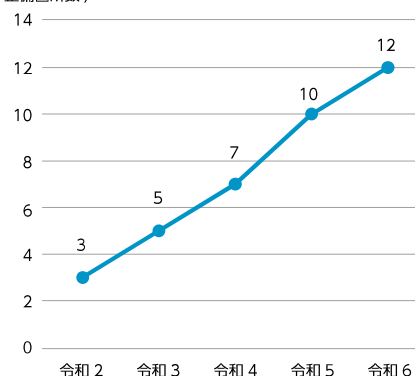
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
担い手農家・農業生産法人に集積されている農地面積割合	成果	23.6% (R6)	30.0% (R12)	農地面積のうち、農用地利用集積計画申請書に記載されている利用権設定面積の割合です。大きいほど農作業の省力化が進んでいると言えます。
1経営体当たりの漁業生産額	成果	1,432千円 (R6)	1,500千円 (R12)	苅田町漁業協同組合業務報告書による当期取扱高から1経営体当たりの平均を出したものです。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

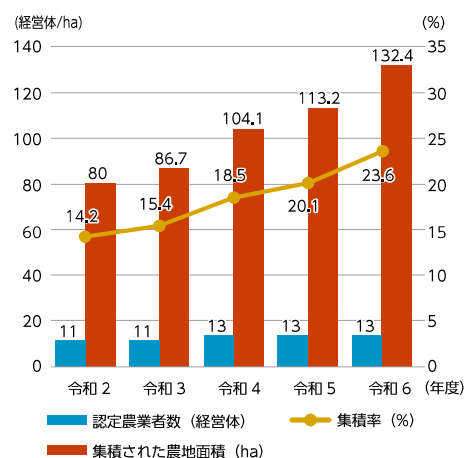
- 農業を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化と担い手不足、遊休農地の増加が進行するなど厳しさを増しており、これらを克服し活力を取り戻すことが喫緊の課題です。
- 農業振興を図るうえで、優良農地の保全是不可欠です。国の施策に沿いながら、担い手となる農業法人や新規就農者を確保し、作業負担の軽減を支援しつつ、経営体ごとの集積・集約を進めることにより生産基盤の強化に取り組みます。
- 農業インフラは全体的に老朽化が進んでいますが、長期的な更新費用を圧縮することを念頭において、適切な維持管理と長寿命化を図ります。また、良好な生態系環境や水源涵養などの農村が持つ多面的な機能を維持・発揮する取組を支援します。
- 森林保全の面では、水源涵養や土砂等災害の抑制など、公益的機能を保全することが必要です。このため、荒廃森林を間伐するなど整備を進めます。
- 漁業においては、高齢化等により就業者数が減っています。出荷設備の更新等といった経営基盤を整備するとともに、つくり育てる栽培漁業を支援します。

農道、水路、ため池、農業用施設の整備・改修数
(整備箇所数)



出典：農政課

農業の担い手と集積された農地面積の推移



出典：農政課

部門別計画

苅田農業振興地域整備計画（昭和 49 年度～）
 苅田町森林整備計画（平成 29 年度～）
 農道個別施設計画（平成 30 年度～）
 林道施設（橋梁）の個別施設計画（平成 31 年度～）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 多様な担い手で支える 営農体制の確立	多様な担い手の育成により、継続的な農業経営が確立されています。	新規就農者数 (後期計画期間累計)	0人 (R6)	1人 (R8～R12の累計)
		認定農業者数 (含む農業生産法人数)	12人 (R6)	13人 (R12)
2 農業基盤の整備・ 保全	農業生産基盤の整備や保全により、農業生産が維持できています。	組織的に、「農村環境を守り、質を高める地域共同活動」に取り組まれている面積	157ha (R6)	157ha (R12)
		農道、水路、ため池、農業用施設の整備・改修箇所数 (後期計画期間累計)	2箇所 (R3～R6の平均)	10箇所 (R8～R12の累計)
3 森林の維持	森林の適切な維持管理などが行われ荒廃した森林が減少しています。	荒廃森林整備事業で減少した未整備森林面積	131.4ha (R6)	111.0ha (R12)
		荒廃森林整備事業を実施するための協定締結筆数 (後期計画期間累計)	10件 (R6)	50件 (R8～R12の累計)
4 漁業経営の安定化	出荷設備の整備や栽培漁業の推進により、漁業の経営基盤が整い経営が安定します。	新規漁業就業者数 (後期計画期間累計)	8人 (R3～R6の累計)	10人 (R8～R12の累計)
		栽培漁業水揚げ金額	20,600千円 (R6)	20,000千円 (R12)

用語解説

- 担い手農家・農業生産法人
- 農村環境を守り、質を高める地域共同活動
- 栽培漁業

基幹職業として安定した農業経営をしている者（法人）ですが、ここでは農業経営基盤促進法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者（法人）を指しています。

農業・農村は、水源涵養や自然環境と生物多様性の保全、土壌流出の防止など様々な働きを持っており、これを地域ぐるみで維持・発揮するための活動が行われています。

稚魚（貝）を一定期間、人為的な環境下で育てたうえで自然海域へ放流し、成長したものを漁獲する漁法で、資源の減少を防ぎながら安定した漁業を可能にします。

序
論

後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

施策 2-2 工業の振興

■ 施策の目指す姿

陸・海・空のアクセスに恵まれた立地環境のもと、製造業を中心とした臨海工業都市として、発展を続けています。

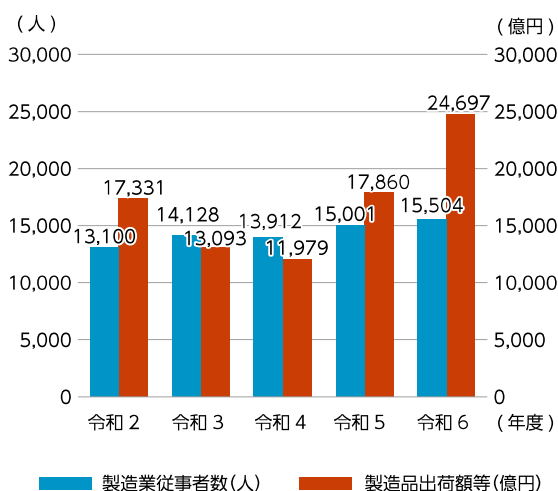
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
製造業従業者数	成果	15,504人 (R6)	18,504人 (R12)	経済構造実態調査における町内の製造業事業所で働いている人の数です。
製造品出荷額等	社会	24,697億円 (R6)	33,697億円 (R12)	経済構造実態調査における町内の製造業事業所の1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計です。
苅田港貿易額	社会	14,900億円 (R6)	18,000億円 (R12)	苅田港における1年間の輸出額及び輸入額です。
北九州空港貿易額	社会	1,499億円 (R6)	1,720億円 (R12)	北九州空港における1年間の輸出額及び輸入額です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 臨海部の工業用地には、自動車やセメント産業をはじめとする日本でも有数の企業が数多く立地し、北部九州の中核的な生産拠点となっています。持続的な産業活動と雇用の確保のため、既存の基幹産業の成長を促し、地域の産業基盤をより強固なものとするために、継続して企業の誘致を行います。
- 町内には大企業に加え、優れた技術力を持つ中小企業も多く立地しています。しかし、少子高齢化の進行に伴い、働き手不足が深刻な課題となっています。そのため、企業が求める人材を確保し、安定した操業を支援することが重要です。産学官の連携等を活用した支援の取組をととして、地元での雇用確保を進めます。
- 本町は、陸・海・空の総合的な交通インフラを強みとしています。持続可能な臨海工業都市として発展を続けるため、引き続き港湾施設、基幹道路網、空港施設の機能向上を目指し、これらの整備促進に向けた働きかけを推進していきます。

製造業従事者数及び製造品出荷額等



出典：経済構造実態調査 製造業事業所調査

■ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 立地及び事業環境 の整備	道路や港湾、空港などの 交通・物流基盤が整い国 内外への物流機能が向上 しています。	刈田港における貨物取扱量	3,082万t (R6)	3,721万t (R12)
		北九州空港における貨物取扱量	36,687t (R6)	42,000t (R12)
2 企業立地の促進	企業立地の促進により、 地域経済の活性化、産業 の振興及び雇用の創出等 が図られています。	企業誘致件数 (総合計画期間累計)	11件 (R3～R6の累計)	22件 (R3～R12の累計)
		立地企業の新規町民雇用者数 (総合計画期間累計)	29人 (R3～R6の累計)	58人 (R3～R12の累計)
3 事業所の総合的な 支援	企業の経営力強化及び労 働生産性の向上によって、 地元の企業に働きたい人 が増えています。	各種支援を受けている事業所数	26事業者 (R6)	36事業者 (R12)
		町内の工業系学校卒業生の地元への 就職者数	28人 (R6)	30人 (R12)

施策 2-3 商業・観光の振興

■ 施策の目指す姿

町内の商店や観光資源が町内外の人に十分に認知され、町内を散策し、買い物や観光を楽しむ人が増加し、町に賑わいが生まれています。

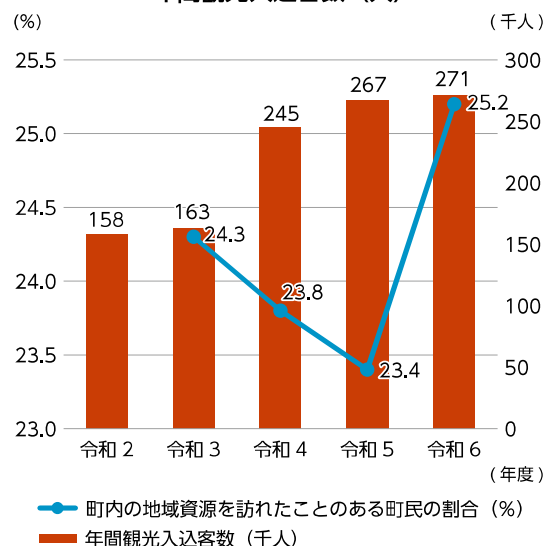
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
日常の買い物を町内でしている町民の割合	成果	81.7% (R7)	85.0% (R12)	町民アンケートで、日常の買い物の場所として、「町内」「町内で多く」と回答した町民の割合です。
町内の地域資源を訪れたことのある町民の割合	成果	25.2% (R6)	30.0% (R12)	町民アンケートで、町内の地域資源を「訪れたことがある」と回答した町民の割合です。
年間観光入込客数	成果	271千人 (R6)	330千人 (R12)	観光入込客統計に基づく、町を訪れた観光客の人数です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 国道10号線や県道門司行橋線沿線への大型店舗の進出に伴い、商店街における店舗数及び来街者数は減少傾向にあります。このような郊外型商業施設への人の流れは、全国的な傾向である一方、徒歩や自転車で気軽に買い物ができる商店街が必要である住民も依然として存在しています。そのため、意欲ある事業者や創業希望者へのサポートを行い、引き続き魅力的な店舗の誘致及び商業集積の促進に努めます。さらに、関係団体との連携を図りながら、イベントの開催等を通じて商店街の活性化及びその魅力向上を推進していきます。
- 磯浜緑地については、好立地を活かした町の賑わい創出に向けて民間の活力を導入するなど、利活用に向けた取組を進めていきます。
- 本町を訪れる人の多くはビジネス目的であるため、地元の飲食店などを来町者に周知し、利用促進を図ります。
- 観光入込客数は、コロナ禍で落ち込んだものの、近年回復のきざしがみられます。本町の歴史・文化、自然などの観光資源の磨き上げを行うとともに、有効な情報発信を行い、誘客を図ります。

町内の地域資源を訪れたことのある町民の割合（％）
年間観光入込客数（人）



出典：年間観光入込客数調査

部門別計画

荊田町観光振興計画（平成21年度～）

■ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 商業の活性化	創業者等が増え、商店街が活性化し、町内で買い物を楽しむ人が増えています。	商店街への来街者数	338人/日 (R2～R6の平均)	355人/日 (R12)
		創業支援相談件数	15件 (R6)	20件 (R12)
2 町内の観光資源による愛着づくりとにぎわい創出	観光ガイドの案内やSNSの情報を通じて、町内の観光資源に興味を持ち、町に愛着を感じる人が増えています。	体験型観光客数	469人 (R6)	603人 (R12)
		苅田まちづくり観光協会のホームページへのアクセス数	116,083件 (R6)	123,047件 (R12)
		苅田まちづくり観光協会SNSのフォロー数	3,865件 (R7)	10,327件 (R12)

序
論

後期基本計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

基本構
想

総合戦
略

用語集

資料編

こども・子育て支援の充実

■ 施策の目指す姿

安心して子育てができる環境が整っています。

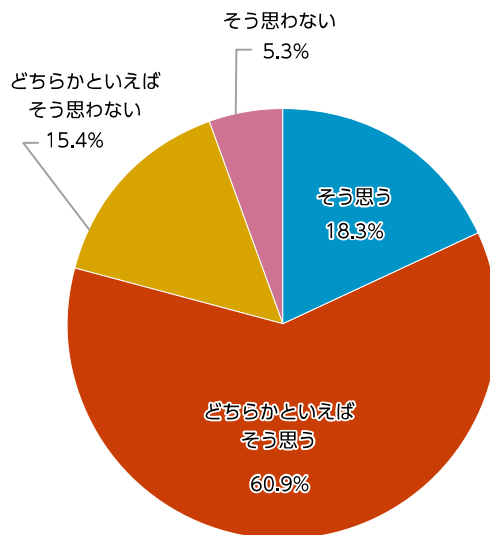
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
安心して子育てができる環境が整っていると思う中学生以下のこどもを持つ保護者の割合	成果	79.2% (R6)	80.0% (R12)	町民アンケートで、こどもを安心して育てることができる環境が整っていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した中学生以下のこどもを持つ保護者の割合です。
この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者割合	成果	94.9% (R6)	95.0% (R12)	乳幼児健診の設問で、この地域で子育てをしたいと「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した乳幼児の保護者の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 合計特殊出生率は全国平均を上回っていますが、年少人口は平成 29 年以降年々減少しており、安心してこどもを産み、子育てをすることができる環境整備が重要であり、町では令和 7 年度に設置した「こども課」を中心に取り組みます。
- 子育て世帯の求めるニーズは複雑化・複合化し、子育てへの不安や負担を感じる家庭も増えています。令和 6 年度に新設されたこども家庭センターでは関係機関との連携により、地域全体で子育てを支援する体制を強化し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- 児童虐待や家庭の問題など、支援を必要とするこどもや若者が増加しています。こども家庭センターでは、専門職を配置し相談対応や関係機関との連携により、こどもを守る体制の強化を図ります。
- 共働き世帯の増加などにより保育園や放課後児童クラブのニーズが高まり、待機児童が発生していることから、保育士及び支援員の確保や受入れ増加策の検討など、待機児童の解消に向け取り組んでいきます。
- 令和 7 年度策定のこども計画では、こどもや若者の意見を聴く機会を確保します。

安心して子育てができる環境が整っていると思う中学生以下のこどもを持つ保護者の割合



出典：令和 7 年度 刈田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

第 3 期刈田町子ども・子育て支援事業計画（令和 7 ～ 11 年度）
いきいきかんだ 21（第 3 次健康づくり計画）（令和 7 ～ 18 年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 子育て不安の軽減	相談や情報交換をする場や機関を活用して、子育てに対する不安が軽減されています。	親や配偶者以外に身近に子育てに関する相談や情報交換ができる人・場所がない保護者の割合	12.2% (R7)	10.0% (R12)
		育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	76.4% (R6)	90.0% (R12)
2 保育サービスの充実	保護者の生活実態などに合わせた保育メニューが提供されています。また、保護者が安心してこどもを預け、就労することができます。	保育園の待機児童数	0人 (R6)	0人 (R12)
3 放課後の居場所づくり（児童）	小学校に就学している児童が、放課後等を安全・安心に過ごすことができます。	放課後児童クラブの待機児童数	3人 (R6)	0人 (R12)
		放課後児童クラブの維持管理・運営上の事故件数	3件 (R6)	0件 (R12)
		放課後子どもひろばに登録して放課後を過ごしている児童数	352人 (R6)	450人 (R12)
4 母子保健の推進	母子の健康が管理され、母子ともに健やかに暮らしています。	乳幼児健診受診率	98.0% (R6)	98.0% (R12)
		低出生体重児の出生率	9.2% (R6)	7.0% (R12)
		幼児（3歳児）の虫歯有病率	7.9% (R6)	5.0% (R12)
5 児童発達の支援	発達を支援するサービスやサポートの周知を行い、状態にあわせて継続的にサービスを利用できています。	町の事業において、発達支援が必要と判断した児が発達相談に繋がった割合	—	70.0% (R12)
6 こどもの人権尊重	家庭や学校、地域、関係機関と連携し、児童虐待を防止する体制により、児童虐待の防止や深刻化を防いでいます。	児童虐待（措置通知）件数	3件 (R6)	0件 (R12)

用語解説

■ こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関です。

■ 低出生体重児

出生時に体重が2,500g未満の新生児のことです。

■ こども計画

こども・若者に関する複合的な課題に対応し、総合的にこども施策を推進していくために、国の「こども大綱」、県の「福岡県こども計画」を踏まえて策定するものです。

施策 3-2 高齢者福祉の充実

■ 施策の目指す姿

高齢者が生きがいをもち、健康を保ちながら、住み慣れた地域でその人らしく暮らしています。

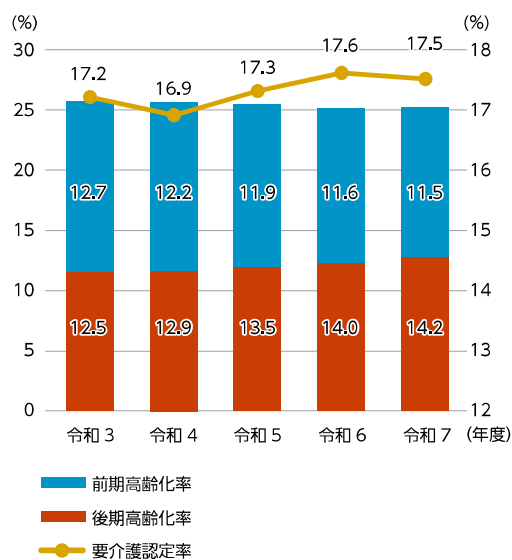
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自立高齢者の割合	成果	82.4% (R6)	82.4% (R12)	介護保険事業状況報告（年報）に記載された年度末被保険者数（第1号被保険者）に対する年度末被保険者数（第1号被保険者）から年度末認定者数（第1号被保険者）を除いた数の割合です。
介護保険認定者のうち在宅生活している高齢者の割合	成果	86.0% (R6)	89.0% (R12)	介護保険利用者の在宅生活の状況を把握する指標です。介護保険認定者数に対する介護保険認定者数から施設入所者数を除いた数の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町の高齢化率は、令和2年時点の24.5%から、令和7年4月時点では25.6%に増加しています。今後も医療・介護などの社会保障費の増加が懸念されます。
- 健康づくりや仲間づくりなど、やりがいや生きがいを求めて社会に参加する高齢者の活動が介護予防活動につながるため、より一層活性化されるような環境づくりに取り組んでいきます。
- 住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を続けられるよう、庁内の部署や関係機関との連携、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等の活動を通じて、地域の支え合いや高齢者の居場所づくり、認知症への対策を推進していきます。
- 増加する高齢者人口や多様化するニーズに対応するため、人材確保等の取組や安定的なサービス提供体制の維持を図るとともに、適切なサービスの提供に努めます。
- 高齢者の人権や尊厳が守られるよう、虐待や権利擁護に関する相談窓口の周知や、関係機関との連携を図ります。

前期高齢化率（65歳～74歳）・
後期高齢化率（75歳以上）と要介護認定率



出典：住民基本台帳、介護保険事業状況報告

部門別計画

パンジープラン 21 第9期計画（令和6～8年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 介護予防・社会参加の推進	高齢者が自分の有する能力を活かしながら、いきいきと活動しています。また元気なうちから介護予防に取り組むことで自身の体の変化等に向き合い自分に合った生活を送っています。	前期高齢者（65歳～74歳）で介護認定を受けていない人の割合	96.2% (R6)	96.5% (R12)
		社会参加している高齢者の割合	36.1% (R6)	38.5% (R12)
		介護予防に取り組む高齢者の割合	8.9% (R6)	10.0% (R12)
2 日常生活支援の充実	高齢者が相談しやすい環境の中で、必要に応じた生活支援サービスを利用しつつ、在宅で生活ができます。	在宅生活支援サービスの延べ利用者数	2,481人 (R6)	2,800人 (R12)
		地域包括支援センターで相談を受けた人数	3,912人 (R6)	4,900人 (R12)
		第2層協議体（つながり隊等）による生活支援活動の活動数	33回 (R6)	38回 (R12)
3 地域ぐるみの認知症対策の推進	認知症に対する正しい理解を普及啓発することで認知症になっても地域で共に支え合う仕組みが整っています。	要介護認定者の認知症高齢者の平均年齢	87.0歳 (R6)	87.0歳 (R12)
		徘徊高齢者等SOSネットワーク及びチームオレンジに見守られている人数	62人 (R6)	87人 (R12)
4 介護保険サービスの適正運営	継続可能な介護保険サービスが構築され、高齢者が安心して生活しています。	受給者1人当たり給付月額の福岡県平均に対する割合	89.0% (R6)	89.0% (R12)
5 高齢者の人権尊重	各種相談事業などにより、高齢者の人権や権利が守られています。	高齢者の人権・権利が損なわれた件数	7件 (R7)	4件 (R12)

用語解説

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人です。

認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じて必要な医療・介護等が提供されるよう地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う人です。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護・権利擁護に関する幅広い相談に応じ、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門スタッフが必要な助言や支援、情報提供を行う機関です。

第2層協議体（つながり隊等）

各小学校区において、地域課題や町民のニーズを共有し、高齢者が住みやすい地域づくりや生活支援の体制整備について、町民が主体となり協議を行う場です。

徘徊高齢者等 SOS ネットワーク

認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者等が行方不明になった時に、警察だけでなく地域の関係機関や事業所が捜索に協力することにより、できるだけ早く発見し保護するためのネットワークです。

チームオレンジ

認知症地域支援推進員等の認知症サポーターが支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みです。

■ 施策の目指す姿

障がいのある人とその家族が安心して生活し、社会参加できています。

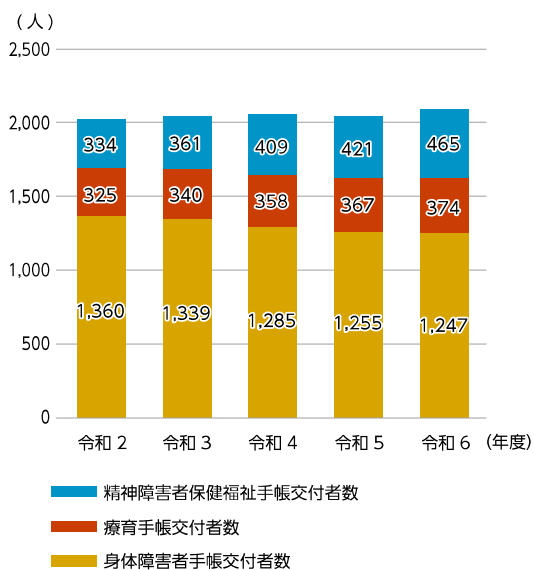
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
障がいのある人のうち、在宅で生活している人の割合	成果	92.1% (R6)	—	障がいのある人が地域で生活している割合です。
障がい福祉サービスの実利用者数の合計	成果	1,058人 (R6)	1,058人 (R12)	障がいのある人の自立に向けた障がい者支援サービスの実利用者数の合計です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるように、一人ひとりの状況に応じて、適切なサービスが利用できる支援体制の継続や、地域の一員として参画できる環境と参加機会の充実に努めます。
- 本町の障がい者手帳（身体・療育・精神）の所持者数は令和7年8月現在 2,096人（重複含む）で、増加の傾向です。また、各種支援を必要とする方の増加に加え、生活課題や支援ニーズも多様化しているため、庁内の部署や関係機関と連携しながら適切な支援を継続していきます。
- 改正障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められています。障がいや障がい者への理解や合理的配慮の提供の推進に取り組めます。
- 地域生活支援拠点等、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、医療的ケア児支援体制の地域生活に関する体制整備を行います。
- 多様化するニーズへの対応や切れ目のない支援を図るため、人材確保に対する取組を進め、安定的なサービス提供体制の維持を図ります。

障がい者手帳交付数（身体・療育・精神）



出典：福祉課

部門別計画

荏田町障がい者長期計画（令和4～8年度）
 荏田町障がい者福祉計画（令和6～8年度）
 荏田町障がい児福祉計画（令和6～8年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 自立支援の推進	障がいの特性や能力に応じて適切なサービスが受けられ、社会参加や生きがいを持った生活ができています。	自立支援給付サービスの実利用者数の合計	584人 (R6)	622人 (R12)
		就労支援サービスを利用して特性にあわせて就労している障がい者数	284人 (R6)	329人 (R12)
2 地域生活支援の推進	地域の特性や本人の状況に応じて生活が送れるよう、適切なサービスが受けられています。	地域生活支援事業（町単独事業含む）の実利用者数の合計	474人 (R6)	574人 (R12)
3 障がい者の人権尊重	障がいのある人が自立して日常生活又は社会生活を営むことができるように支援が受けられています。	障がいのある人の権利が損なわれた件数	0件 (R6)	0件 (R12)

用語解説

■ 自立支援給付

在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所、入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスです。

■ 地域生活支援事業

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう町が実施する事業です。相談支援事業や外出における支援、通所による地域生活支援の促進を図る事業等があります。

施策 3-4 地域福祉の充実

■ 施策の目指す姿

地域で助け合う仕組みがあり、機能しています。

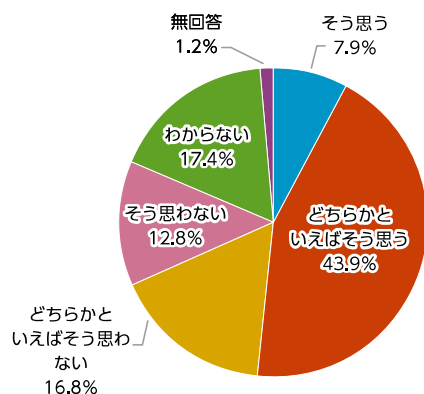
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
地域で互いに助け合っていると思う町民の割合	成果	51.8% (R6)	55.6% (R12)	町民アンケートで、お住まいの地域で、互いに支え合い、助け合っていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

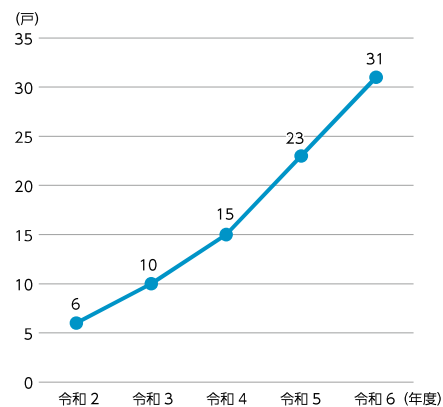
- 近年、核家族化や共働き世帯の増加、高齢化の進展に伴い、人々のつながりが希薄になり社会的孤立が大きな課題となっています。また、経済的な問題だけでなく、急な病気や失業など予期せぬ事態に直面し、複合的な課題を抱えることで「制度の狭間」にあって十分な支援が届かないなどの問題が顕在化しています。既存の制度では解決がむずかしい複合的な課題に対して、地域住民が主体的に解決に取り組む体制づくりを推進します。
- 高齢・障がい・子育て・生活困窮など対象者の属性に関わりなく、複数の分野にまたがる複合的な相談に対して、各分野が連携し、情報を共有しながら、包括的な支援を推進していきます。
- 町営住宅については、築年数が耐用年数を超過した住戸への対応などが課題となっています。建物状態と町としての必要戸数を算定した公営住宅長寿命化計画に基づき計画的な管理を行い、低額所得などの住宅確保要配慮者に対して、令和16年度で460戸程度の良好な住環境を提供します。

地域で互いに助け合っていると思う町民の割合



出典：令和7年度 刈田町まちづくり町民アンケート

町営住宅の目標管理戸数達成のための
建替・除却戸数（基本計画期間累計）



出典：刈田町公営住宅長寿命化計画

部門別計画

第3次刈田町地域福祉計画・第5次刈田町地域福祉活動計画（令和6～10年度）
刈田町公営住宅長寿命化計画（令和7～16年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 住民同士の支え合いの促進	あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みができます。	地域福祉活動に参加している町民の割合	29.9% (R6)	32.6% (R12)
		「小地域福祉活動」の実施地区数	35地区 (R6)	37地区 (R12)
2 相談体制の充実	悩み事や困り事を相談できます。	「ふくしの総合相談庁内ネットワーク」における相談終結件数	2件 (R6)	2件 (R12)
		家族以外に相談先がある町民の割合	80.9% (R7)	100% (R12)
3 町営住宅の整備	町営住宅の整備・再編・維持管理が適切に行われています。	町営住宅の目標管理戸数達成のための建替・除却戸数 (後期計画期間累計)	8戸 (R6)	75戸 (R8～R12の累計)

用語解説

小地域福祉活動

ふくしの総合相談庁内ネットワーク

行政区を活動範囲にそこに生活する住民が、地域の福祉問題を自分たちの問題としてとらえ、子供からお年寄りまで、また健康な人も病気の人も、障害のある人もない人も、共に安心して豊かに、住み慣れた地域社会で生活できるような福祉の力を一緒に作り上げていこうとする活動です。

地域住民の誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる社会を実現するため、対象を限定することなく、福祉サービスのコーディネートや福祉の総合相談を行い、地域住民の福祉向上を図るために、複合的困難事案を抱えた相談者に対して、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施するネットワーク体制のことです。

施策 3-5 健康づくりの推進

■ 施策の目指す姿

町民が心身ともに健康な生活を送っています。

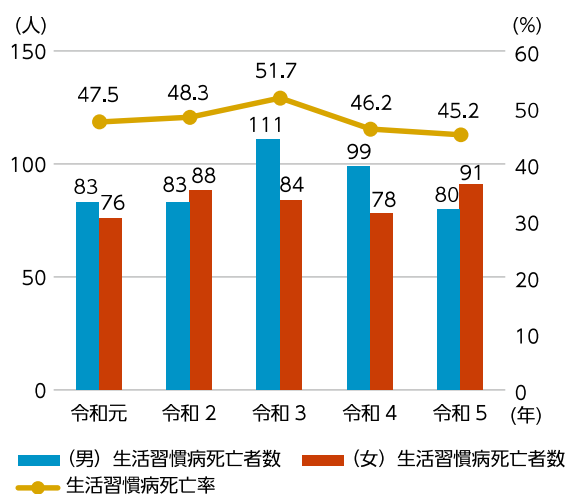
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
15歳～64歳の事故を除く死亡者数 (10万人当たり)	成果	158.3人 (R6)	150.0人 (R12)	福岡県保健統計年報に基づく、不慮の事故・他殺を除いた15歳から64歳の死亡者数（人口10万人当たり）です。
生活習慣病死亡率	成果	46.2% (R6)	44.0% (R12)	福岡県保健統計年報に基づく、全死亡者に占める生活習慣病死亡者の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 国は 2040 年（令和 22 年）までに健康寿命を 3 年以上延伸、平均寿命との差の縮小を目指しています。健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防への取組が重要となっています。誰もが生涯を通じて健康に過ごせるよう、健康に対する意識を高め、健康づくりの習慣や行動ができる能力を身に付けることができるよう支援していきます。
- 本町では特定健診やがん検診などを実施していますが、令和 5 年度の特定健診受診率は 44.3% で近年減少傾向です。また、令和 4 年度の全死亡者のうちの 25.1% が「がん」によるものです。健（検）診の受診率向上に向けて、意識啓発や受診しやすい体制の整備に取り組んでいきます。
- 本町では、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと地域医療体制は整ってきていますが、引き続き、休日や夜間などの急傷病時にも、安心して診療を受けられる医療体制の維持や住民が気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及・啓発に関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 本町では、基本的な感染予防対策の周知や予防接種受診勧奨等を行い、感染力が強い病気（麻疹や風疹）や毎年流行する病気（インフルエンザ）等に対する予防対策を推進し、感染症のまん延防止に取り組んでいきます。

生活習慣病死亡者数と生活習慣病死亡率



出典：福岡県保健統計年報（死因別分類）

部門別計画

いきいきかんだ 21（第3次苅田町健康づくり計画）（令和7～18年度）
 第3次苅田町食育推進計画（令和8～12年度）
 第3期苅田町国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）（令和6～11年度）
 第4期苅田町特定健康診査等実施計画（令和6～11年度）
 苅田町自殺対策計画（令和6～10年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 生活習慣の改善	健康に関する正しい知識が身に付き、自ら健康増進に取り組んでいます。	1人当たりの健康づくり取り組み項目数 (17項目中)	6.6項目 (R6)	8.5項目 (R12)
		食育について関心を持っている町民の割合	74.8% (R6)	80.0% (R12)
2 早期発見・早期治療の推進	生活習慣病・がんについての早期発見・早期治療が行われています。	健康診査や人間ドックを受けている町民の割合	70.0% (R6)	75.0% (R12)
		がん検診を受けている町民の割合	36.2% (R6)	50.0% (R12)
3 こころの健康づくり	こころの健康が保たれ、健やかに暮らしています。	自殺死亡率	15.9 (R6)	11.7 (R12)
4 地域医療体制の充実	町民が安心して治療を受けることができます。	休日・夜間の急病時に「行橋京都休日・夜間急患センター」で医療を受けられることを知っている町民の割合	52.1% (R6)	55.0% (R12)
		かかりつけ医を持っている町民の割合	67.4% (R6)	70.0% (R12)

用語解説

■ 生活習慣病

生活習慣が原因で起こる疾患の総称です。がん、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患などがあげられます。

■ 食育

生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられています。様々な経験を通じて「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むことです。(食育基本法)

■ 自殺死亡率

自殺死者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものです。

施策 4-1 くらしの安全の確保

■ 施策の目指す姿

交通事故や犯罪、消費者トラブルが少なくなっています。

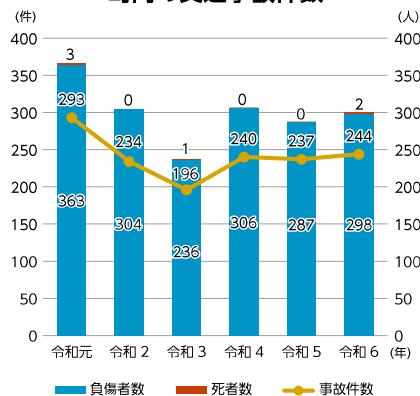
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
交通事故発生件数	成果	244件 (R6)	195件 (R12)	車両などによって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものの件数です。少ないほど安全な町と考えられます。
刑法犯認知件数	成果	302件 (R6)	300件 (R12)	被害の届出、告訴、告発などにより、警察が犯罪として認知した事件の件数です。少ないほど安全な町と考えられます。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

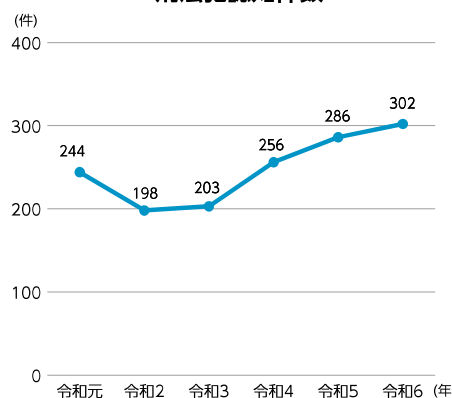
- 交通事故の発生件数は増加傾向で、死亡事故も発生しています。交通事故の未然防止を図るため、交通事故多発交差点や危険箇所などに交通安全施設の整備・充実を図ります。また、交通安全運動の街頭キャンペーンなどで交通安全の意識啓発に努め、交通事故0の社会をめざします。
- 刑法犯認知件数は増加しており、引き続き町民、自治会、事業者、警察などと協働で防犯パトロールや啓発活動に取り組みます。また、地域の防犯組織の設立や各自治会が行う防犯活動を支援し、犯罪0の社会をめざします。
- 青少年の非行が社会問題となっています。青少年の悩みや問題行動の解消に向け、関係機関や地域が一体となって非行防止活動に取り組むとともに、不審者や事故等から子どもたちを守る活動を推進していきます。
- 多様化・複雑化していく消費生活相談に対応するため、相談員を研修会などへ派遣し、更なる専門知識の習得を進めます。また、自立した消費者を育成するため、出前講座などによる意識啓発を実施するとともに、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

町内の交通事故件数



出典：福岡県警察本部「交通事故統計」

刑法犯認知件数



出典：福岡県警察本部「犯罪統計」

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 交通安全対策の 推進	交通安全に関する意識が 向上し、交通ルールを遵 守しています。	町民が第1当事者（過失割合が高い）と なった県内での事故件数	143件 (R6)	108件 (R12)
2 防犯対策の推進	防犯対策の設備や仕組み が設置・導入されて犯罪 が起きにくい環境になっ ています。	防犯灯、防犯カメラ等の防犯対策設備の 新規設置基数 (後期計画期間累計)	25基 (R6)	85基 (R8～R12の累計)
3 青少年犯罪の抑制	地域と一体となった青少 年非行防止活動が行われ、 青少年の規範意識が育ま れています。	青少年の刑法犯数	18件 (R6)	18件 (R12)
4 消費生活の安全	町民が正しい消費生活知 識を得て、消費者被害に あわないようになってい ます。	消費トラブルの相談機関・解決方法の認 識数 (全8項目の平均)	1.5個 (R6)	3.0個 (R12)
		消費者被害救済割合	23.8% (R6)	26.7% (R12)

用語解説

■ 地域の防犯組織

自ら地域のために防犯活動を行っている組織です。（例：PTA、パトラン）

自然環境・生活環境の保全

■ 施策の目指す姿

町民や企業による自然環境保護に関する取組や地球に負荷を与えない暮らしが定着し、自然環境が保全されています。

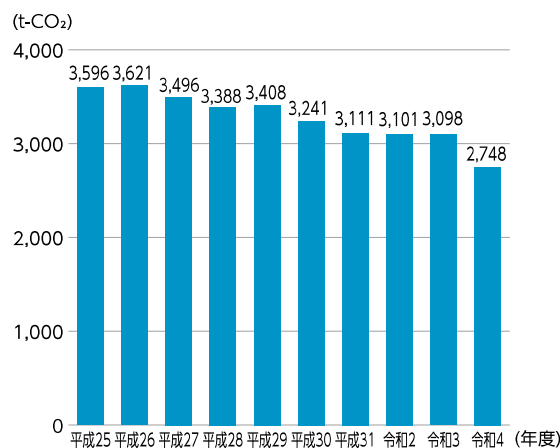
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自然環境に不満がない町民の割合	成果	86.1% (R6)	88.0% (R12)	町民アンケートで、本町の自然環境に「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した町民の割合です。
清潔で衛生的な環境になっていると思う町民の割合	成果	81.8% (R6)	83.0% (R12)	町民アンケートで、住まいの周辺が清潔で衛生的な生活ができる環境になっていると思う「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 平尾台・広谷湿原、高城山、白石海岸などの豊かな自然環境は、多様な生態系を維持し、町民生活に潤いとやすらぎを与えてくれています。これらの自然環境を利用しながら、人と自然のつながりを理解し、日々の生活の中で環境保全・自然共生社会を意識した町民や企業の行動を推進します。
- 環境にやさしい町をつくるためには、環境保全の大切さや環境問題の現状を知り、日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を身に付け、定着させることが重要です。そのため、町民、事業者が環境に対する理解を深め、自発的に環境にやさしい行動を実践できるように、環境教育・学習を推進します。
- 地球温暖化防止のため、政府は2050年（令和32年）カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、町としても温室効果ガス排出量の段階的な削減が求められています。省エネルギーや再生可能エネルギーに対する町民や事業者の意識を高め、自主的な取組を促すことにより、温室効果ガス排出量を削減していきます。

本町の二酸化炭素総排出量の推移



出典：苅田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

部門別計画

第3次かんた環境未来図－苅田町環境基本計画－（令和6～15年度）
苅田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和8～15年度）
第5次苅田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和6～10年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 自然環境の保全	自然の大切さや環境保全の重要さが認識され、環境意識が向上しています。	殿川のホタルの確認数	306匹 (R6)	350匹 (R12)
		温室効果ガス（CO ₂ ）総排出量	2,748kt-CO ₂ (R6)	2,143kt-CO ₂ (R12)
2 生活衛生・公害の防止	清潔で衛生的な環境が保たれています。	公害苦情件数（騒音・振動・悪臭）	9件 (R6)	7件 (R12)
		河川の環境基準適合地点数	3地点 (R6)	3地点 (R12)
3 再生可能エネルギーの利用	CO ₂ の排出量が削減され、地球温暖化が防止されています。	再生可能エネルギー発電設備の導入容量	231,512kw (R6)	 (※)

※ 事業所も含めた町内全体の再生可能エネルギーを対象としており、目標値の設定が困難であるため、目指す方向性のみの標記としています。

用語解説

温室効果ガス

太陽の光は、地球の大気を通過し、地表面を暖めます。暖まった地表面は、熱を赤外線として宇宙空間へ放射しますが、大気はその熱の一部を吸収します。これは、大気中に熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスが存在するためです。このような性質を持つガスを「温室効果ガス（Greenhouse Gas）」と呼びます。大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながります。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

再生可能エネルギー

恒久的に使用できるエネルギーで次の3つの特徴があります。

- ①エネルギー源が枯渇しない
- ②温室効果ガスが発生しない
- ③様々な立地で調達できる：（例）風力発電・水力発電・太陽光発電・地熱発電・バイオマス発電

施策 4-3 循環型社会の形成

■ 施策の目指す姿

ごみ処理に係る環境負荷が減り、環境にやさしい町になっています。

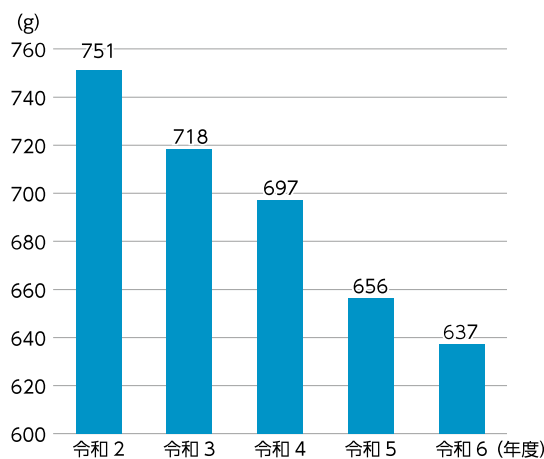
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	成果	637.0g (R6)	506.0g (R12)	町内の1年間の家庭系ごみ総量を、人口と1年間の日数で割った数字です。少ないほど環境負荷軽減となります。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 可燃ごみの固形燃料化（RDF）処理を荻田エコプラントで行っていますが、施設は老朽化しています。そのため、次期ごみ処理方式への移行に向けて、更なるごみの減量化に取り組んでいきます。
- 令和5年度の町民1人当たりの1日の家庭系ごみ排出量は656gであり、平成31年度の736gと比較すると80g減少しています。循環型社会の形成に向け、引き続き3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable（リニューアブル）への取り組みを推進していきます。

町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



出典：荻田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

部門別計画

第3次かんだ環境未来図－荻田町環境基本計画－（令和6～15年度）
荻田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和6～15年度）

■ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 ごみの排出抑制の推進	多くの町民が、ごみの発生や排出を抑制する取組を行っています。	ごみの排出抑制のための取組平均数 (全11項目)	3.8項目 (R7)	5.0項目 (R12)
2 リサイクルの推進	廃棄物の資源化が促進されています。	リサイクル率 (RDF化を除く値)	15.1% (R6)	15.8% (R12)
3 ごみの適正な処理	ごみの排出ルールが守られ、不法投棄のない町になっています。	ごみの不法投棄の処理件数	49件 (R6)	45件 (R12)
		町民1人当たりのごみ処理経費	23,710円 (R6)	23,000円 (R12)

施策
4-4

地域活動・町民活動の推進

■ 施策の目指す姿

地域活動や NPO・ボランティア団体等の活動、地域間交流が活発に行われ、町民による自主的なまちづくりが推進されています。

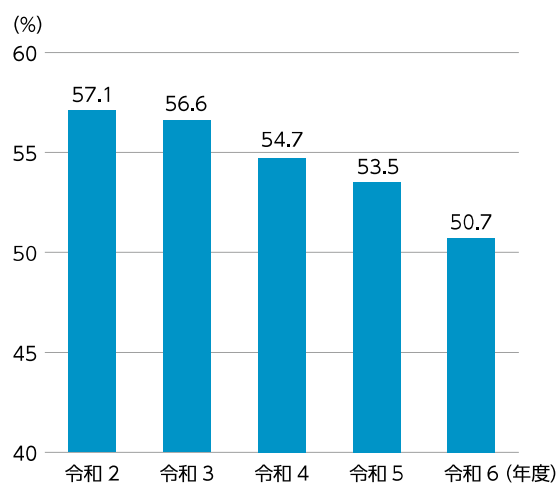
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自治会活動が活発に行われていると思う町民の割合	成果	50.9% (R6)	57.0% (R12)	町民アンケートで、自治会活動が活発に行われていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。
ボランティア・NPO活動に参加している町民の割合	成果	6.3% (R6)	8.0% (R12)	町民アンケートで、ボランティア・NPO活動に「現在、参加・活動又は所属している」と回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 昨今の社会構造の変化や人と人とのつながりの希薄化により、自治会の加入率は年々低下しており、特に防災・防犯活動への影響が懸念されます。このため、令和3年度に「刈田町自治会に係る加入促進及び活動推進に関する条例」を制定しました。魅力ある自治会を目指し、いろいろな人が参加しやすい自治会づくりに努めます。
- まちづくりに自主的に取り組む公益的活動を推進するため、活動の主体となる町民一人ひとりが自主的に町民活動に取り組める環境を整備していきます。
- 西日本工業大学と包括連携協定を締結し、様々な課題に取り組んでいます。また、多くの企業とも社会貢献活動協定を締結しており、今後も企業や学校と協働していきます。
- 外国人住民の数は毎年増加しており、生活を支援する受入れ体制の整備と、多言語対応の情報発信の拡充を図ります。
- 外国人住民が地域社会で円滑に生活し、交流を深めるため、日本語教育の推進を図るとともに、多文化共生を支える『やさしい日本語』の普及啓発に取り組めます。

自治会加入率



出典：総務課

部門別計画

刈田町多文化共生推進プラン（令和8～12年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 自治会活動の 活性化	自治会活動に参加する町民が増えます。	自治会加入率	50.7% (R6)	56.7% (R12)
		自治会活動に参加している町民の割合	49.5% (R6)	55.0% (R12)
2 町民活動の活性化	NPO・ボランティア団体等の活動に参加意欲のある方が増加し、町内で活動する団体が増えています。	町民活動団体・ボランティア活動団体数	58団体 (R6)	62団体 (R12)
		ボランティア・NPO活動に参加意欲がある町民の割合	37.7% (R6)	50.0% (R12)
3 産学官連携の推進	産学官がそれぞれの特性、技術を活かして連携しています。	産・学・官が協働で行うまちづくりに関する事業数	4事業 (R7)	6事業 (R12)
4 国際化・多文化共生の基盤づくり	他国の文化を理解する町民が増え、多言語での行政サービスや安心・安全情報が提供されています。	多文化共生推進プランに基づき取り組んでいる事業数	27事業 (R6)	30事業 (R12)

用語解説

やさしい日本語

普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮し、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

防災・減災対策の推進

■ 施策の目指す姿

災害への対応力が高まり、災害時の被害が最小限にくい止められています。

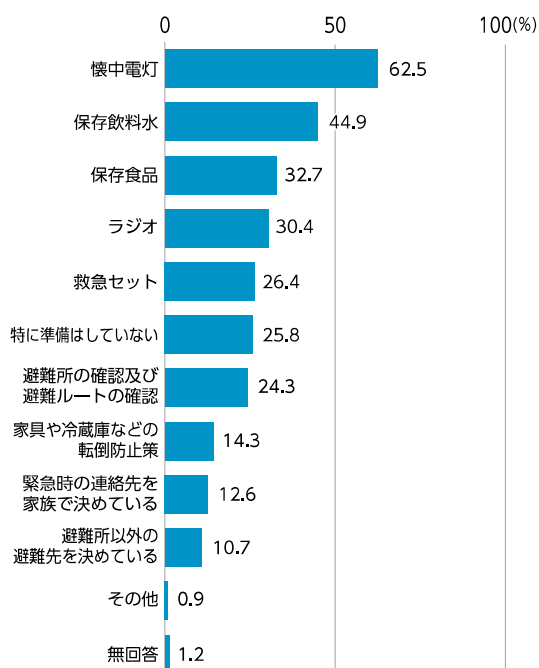
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自然災害による被災世帯・事業所数 (後期計画期間累計)	成果	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)	台風、大雨などの自然災害で家屋被害などが生じた件数です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 近年、国内において大規模な自然災害が多く発生しており、町民の防災意識の高揚や地域防災力の更なる強化のため、防災訓練等の実施に取り組んでいきます。
- 全ての町民及び企業への防災情報マップの配布に取り組んでいます。今後も、広報誌やホームページなど様々な媒体を用いて、多くの町民にわかりやすい防災・災害情報発信に取り組んでいきます。
- 災害発生時には、避難に支援が必要な方々が多くいるため、平常時から名簿の管理や避難時の支援体制の構築、近隣地方公共団体及び町内事業所との応援協力体制の更なる確立に取り組んでいきます。
- 国土強靱化地域計画に基づき、浸水・津波対策をはじめとした、大規模自然災害等に備えるための総合的な取組を推進します。
- 国内では、集中豪雨増加や土地利用の変化による浸水被害が増加しており、本町においても、令和7年8月の大雨では床上浸水1件、床下浸水11件の被害が発生しています。限りある財政状況の中、計画的な浸水対策を図るため令和6年度に策定した「荻田町公共下水道事業雨水管理総合計画（令和7～26年度）」に基づき段階的な浸水対策事業を実施していきます。

家庭で行っている災害時の備え



出典：令和7年度 荻田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

荻田町地域防災計画（平成10年度～）
 荻田町南海トラフ地震防災対策推進計画（令和6年度～）
 第2期荻田町国土強靱化地域計画（令和8～12年度）
 荻田町公共下水道事業雨水管理総合計画（令和7～26年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 防災意識の高揚	災害発生時の避難行動が迅速化され、被害発生が最小限にくい止められています。	家庭で行っている災害時の備えの取り組み項目数 (9項目中)	2.6項目 (R6)	5.0項目 (R12)
2 地域防災力の向上	地域において、災害発生時における協力体制が整っています。	自治会の自主防災組織の設置率	72.9% (R6)	100% (R12)
		防災訓練に参加した町民の割合	25.4% (R7)	30.0% (R12)
		個別避難計画が策定されている避難行動要支援者の割合	14.6% (R6)	100% (R12)
3 防災・災害情報の提供	各種媒体・方法で町民が数々の情報を得て、災害時等に適切な判断をし、被害が最小限にくい止められています。	災害情報取得手段の平均数 (全5手段)	1.4手段 (R7)	3.0手段 (R12)
4 災害時支援力・対応力の向上	災害発生時に迅速な避難や避難者支援及び復旧作業ができる体制や対策が整っています。	災害時の支援事業者数 (協定締結数)	59件 (R6)	64件 (R12)
		自主参集しなければならない災害規模を正しく理解している町職員の割合	72.4% (R6)	100% (R12)
		防災訓練に参加した職員の割合	26.5% (R6)	100% (R12)
		行政財産の耐震化率	51.5% (R6)	65.8% (R12)
5 浸水対策の推進	浸水対策が行われ、被害を軽減できています。	床下浸水件数 (後期計画期間累計)	0件 (R6)	0件 (R8～R12の累計)
6 津波対策の推進	津波発生時に町民が速やかに避難所に避難し、被害が最小限にくい止められています。	防災情報マップで津波・内水・洪水・高潮災害エリアを認知している町民の割合 (自宅)	18.8% (R6)	50.0% (R12)
		防災情報マップで津波・内水・洪水・高潮災害エリアを認知している町民の割合 (職場)	11.5% (R6)	25.0% (R12)
		津波時の避難協定数	4箇所 (R6)	9箇所 (R12)

用語解説

■ 地域防災計画

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施するため、住民の生命・身体・財産を保護するとともに、被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とした町の災害対策に関する計画です。

■ 国土強靱化地域計画

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

■ 公共下水道事業雨水管理総合計画

下水道による浸水対策を実施するうえで、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた計画です。

■ 個別避難計画

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」が、避難を円滑にできるよう事前に作成する計画です。計画には、避難先、避難経路、そして誰がどのように支援するかが含まれています。

■ 避難行動要支援者

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者、外国人、妊産婦などの方をいいます。

■ 行政財産

地方公共団体において公用若しくは公共用に供し、又は供することと決定した財産です。（例：役場庁舎など）

施策
4-6

消防・救急・救助対策の推進

■ 施策の目指す姿

防火及び救命への対応力が高まり、被害が最小限に食い止められ、安全に暮らすことができています。

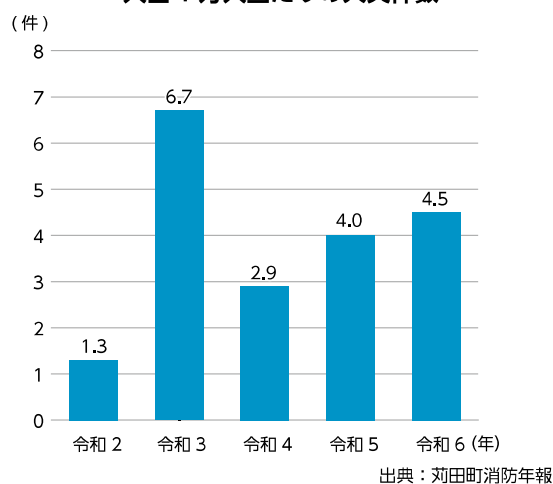
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
人口1万人当たりの火災件数	成果	4.5件 (R6)	2.9件 (R12)	火災件数を人口1万人当たりの件数に換算したもので、火災件数を比較する場合に用いる指標です。
心肺機能停止患者の生存率	成果	12.0% (R6)	14.9% (R12)	救急隊が搬送した心臓及び呼吸が停止していた患者のうち、1ヵ月後に生存していた人の割合です。

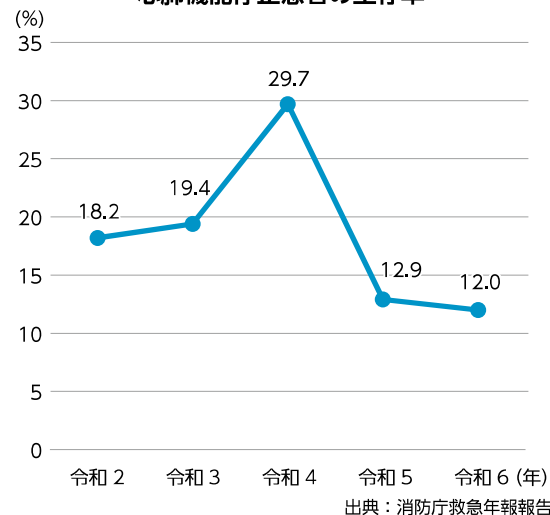
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 住宅火災から生命・財産を守るため、火災予防の啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理と消火器の設置を推進します。
- 地域防災力の中核となる消防団員の確保及び育成に取り組むことで、地域で発生する火災や風水害に対して迅速かつ確に対応可能な体制を維持します。
- 救命率向上につながる AED の取り扱い及び心肺蘇生法に関する受講者は着実に増えています。このまま今後も講習修了者を増やすことで、救急現場で救急隊が到着するまでの間に、町民による救命活動が実施できる体制を作ります。
- 救急車で病院に運ばれた人のうち、約5割が「軽症」と診断されています。このため、救急車が必要か迷った場合の救急電話相談 #7119 の周知や、救急車の適正な利用をこれまで以上に呼びかけます。
- 町民から求められる消防活動に応えるため、施設・設備を適切に更新するとともに、資機材等についても点検・維持管理を行います。

人口1万人当たりの火災件数



心肺機能停止患者の生存率



基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 防火意識の高揚と 予防対策の推進	火災予防や初期消火の意識啓発によって、火災被害が最小限に食い止められています。	消火器と住宅用火災警報器の両方を持っている町民の割合	15.6% (R6)	16.6% (R12)
		危険物施設の火災発生件数及び流出事故発生件数	4件 (R6)	0件 (R12)
2 消防団活動の充実	非常備消防体制が充実・強化され災害による被害が最小限に食い止められています。	消防団員の充足率	78.0% (R6)	91.9% (R12)
3 救急救命体制の 整備	高度な救命処置と適正な救急車利用により救命率が向上します。	町民による心肺停止患者への蘇生法の実施率	73.2% (R6)	74.2% (R12)
		軽症での救急車利用率	46.9% (R2～R6の平均)	45.9% (R12)
4 資機材等の適正な 維持管理	資機材等を充実するとともに、常に使用できるように維持管理されています。	資機材のトラブルにより、消防・救急・救助活動に支障が出た件数 (後期計画期間累計)	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)

用語解説

■ AED
(自動体外式除細動器)

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

■ 資機材

消防・救急・救助活動を行うときに使用する装備機材のことです。

施策
5-1

道路・橋梁の整備と保全

■ 施策の目指す姿

道路・橋梁の適正な整備と維持管理によって、安全に移動できる環境が整っています。

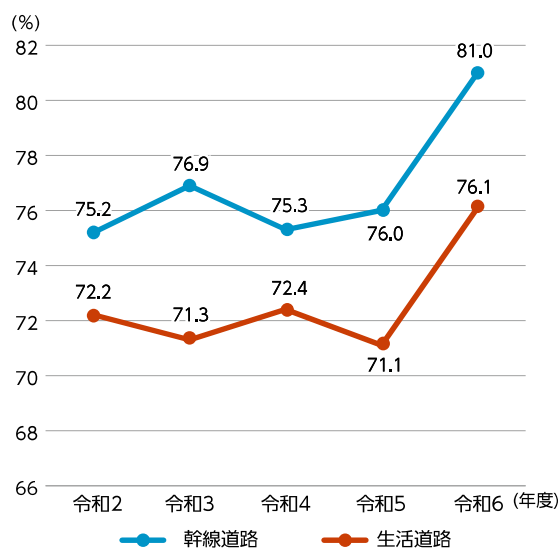
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
幹線道路に不満がない町民の割合	成果	76.9% (R2～R6の平均)	79.2% (R12)	町民アンケートで、幹線道路の整備状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合です。
生活道路に不満がない町民の割合	成果	76.1% (R6)	76.1% (R12)	町民アンケートで、生活道路の整備状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 住宅地開発や企業誘致等による土地利用の促進や町内外の移動を円滑にするため、幹線道路の整備を推進していきます。
- 生活道路の整備については、日常生活における安全性・利便性向上の重要性が増しており、優先順位を検討して効率的な整備促進を図ります。
- 橋梁や舗装などの道路施設の老朽化対策を推進する必要があるため、個別施設計画に基づき施設の長寿命化と安全性の確保を図ります。

幹線道路・生活道路に不満がない町民の割合



出典：苅田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

苅田町都市計画マスタープラン 2020（令和2～21年度）
 苅田町橋梁個別施設計画（令和6～15年度）
 苅田町横断歩道橋個別施設計画（令和6～15年度）
 苅田町大型カルバート個別施設計画（令和6～15年度）
 苅田町舗装個別施設計画（令和3～12年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 道路の整備促進	幹線道路の整備により都市間ネットワークが構築され、渋滞の緩和や町内外への移動が円滑になっています。	幹線道路整備延長 (総合計画期間累計)	0.8Km (R3～R6の累計)	1.5Km (R3～R12の累計)
2 道路・橋梁の適切な維持管理	生活道路・橋梁の適切な維持管理により利用者の利便性、安全性が向上しています。	橋梁の健全度Ⅳ（危険）の件数	0箇所 (R6)	0箇所 (R12)
		生活道路補修・改良延長 (総合計画期間累計)	5.2Km (R3～R6の累計)	8.2Km (R3～R12の累計)

用語解説

- 幹線道路

地域内又は都市内において骨格的な道路網を形成する道路です。
- 生活道路

幹線道路と住宅地を結ぶ道路です。

施策
5-2

持続可能な市街地の形成

■ 施策の目指す姿

暮らしに必要な都市機能が集約され、公共交通網を基軸として、安全性、快適性に優れた住環境が形成されています。

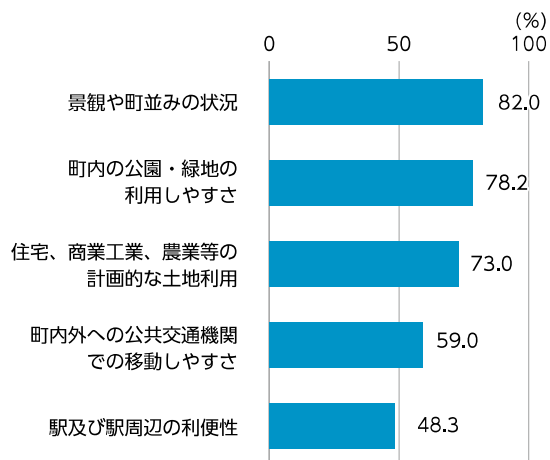
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
住環境に不満がない町民の割合	成果	68.1% (R6)	68.6% (R12)	町民アンケートで、住環境に関する各分野（土地利用、駅及び駅周辺、公共交通、景観・町並み、公園・緑地）の状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合の平均値です。
市街化区域内人口割合	成果	92.2% (R6)	92.6% (R12)	町の総人口のうち、市街化区域内に住んでいる人の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 企業立地に対応する職住近接型の良好な住宅地確保が求められていることから、引き続き与原本土地区画整理事業北側施行区域の事業推進を図ります。
- 市街化区域内の未利用地の宅地化や郊外集落におけるコミュニティの維持などが求められており、地域の特性を踏まえた適切な土地利用を推進していきます。
- 小波瀬西工大前駅周辺の交通環境、駅や駅周辺の利用環境の向上のため、関係機関との協議を継続し、整備を推進していきます。
- 高齢化が進行する中、交通事業者などと連携を進めるとともにコミュニティバスの利用促進を図ることで、公共交通の維持、住民の移動手段の確保に取り組めます。
- 自然や歴史資源、産業施設等、苅田町らしい魅力ある景観の保全・形成に向けた取組を推進していきます。
- 安全で利用しやすい公園とするため、公園施設の適切な整備や更新、継続的な維持管理を行っていきます。
- 近年、各地で大規模な自然災害が頻発しているため住宅の耐震化や空き家対策等を推進し、既存住宅を活用しながら災害に強い都市の形成を図ります。

住環境に関する各分野に不満がない町民の割合



出典：令和7年度 苅田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

苅田町都市計画マスタープラン 2020（令和2～21年度）
 苅田町地域公共交通計画（令和6～11年度）
 苅田町公園施設長寿命化計画（令和5～14年度）
 京築広域景観計画（平成24年度～）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 地域の特性を踏まえた適切な土地利用の推進	各地域の特性を踏まえた土地の有効活用が行われています。	与原土地区画整理事業での仮換地使用収益開始率	70.9% (R6)	100% (R12)
		市街化区域の開発面積 (総合計画期間累計)	22.69ha (R3～R6の累計)	42.86ha (R3～R12の累計)
		市街化区域の新規住宅建築件数 (総合計画期間累計)	702件 (R3～R6の累計)	1,807件 (R3～R12の累計)
		市街化区域外の新規住宅建築件数 (総合計画期間累計)	36件 (R3～R6の累計)	92件 (R3～R12の累計)
2 駅周辺の整備	駅や駅周辺を、安全で円滑に移動し、便利で快適に利用しています。	駅や駅周辺に不満がない町民の割合	48.7% (R2～R6の累計)	48.7% (R12)
3 公共交通の利便性向上	公共交通の利便性が高まり、町内外への移動がより円滑になっています。	コミュニティバスの利用者数	54,289人 (R6)	78,569人 (R12)
		公共交通に不満がない町民の割合	59.0% (R6)	59.0% (R12)
4 魅力ある景観の保全・創出	景観資源が保全・活用され、調和のとれた町並みになっています。	景観や町並みに不満がない町民の割合	82.0% (R6)	82.5% (R12)
5 公園・緑地の整備と管理	公園・緑地の整備とともに、適切な維持管理を行うことで、快適で潤いのある空間が形成されています。	公園・緑地に不満がない町民の割合	78.2% (R6)	80.0% (R12)
		公園遊具施設の機能に関する総合判定結果が「使用不可」の件数	5件 (R6)	0件 (R12)
6 住宅の適正管理と有効活用	住宅の耐震化・老朽危険空き家の除却等により災害対策を推進し、空き家についても空き家バンクの活用を推進することで町内の住宅が有効利用されています。	住宅の管理適正化件数 (後期計画期間累計)	7件 (R6)	90件 (R8～R12の累計)

用語解説

市街化区域

都市計画のうち、既に市街地を形成する区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のことです。

仮換地使用収益開始率

土地を利用しやすくなるように再配置する土地区画整理事業において、これまでの宅地に代わって指定される土地（仮換地）の全面積に対する土地利用（使用収益）ができるようになった土地の面積の割合のことです。

仮換地

土地区画整理事業により整理された後に換地処分が実施される土地を、処分前にそれぞれの土地所有者に対して仮に割り当てる換地のことです。

公園遊具施設の機能に関する総合判定結果

遊具の健全度について調査を行い、施設ごとの劣化や損傷の状況、安全性などを確認し、補修もしくは更新の必要性について総合的な判定を行った結果です。

施策
5-3

水道水の安定供給と汚水処理の推進

■ 施策の目指す姿

水道水の安定供給と汚水処理が適切にされることで、公共水域の水質が保全され、水資源が有効活用されています。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
水道水供給事故件数 (100世帯以上に影響したもの) (後期計画期間累計)	成果	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)	浄水場の不具合や漏水等により、100世帯以上に水道水が供給できなかった件数です。
汚水処理人口普及率	成果	94.0% (R6)	95.2% (R12)	汚水処理施設の普及状況を表す指標です。総人口のうち、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽を利用できる人の割合です。

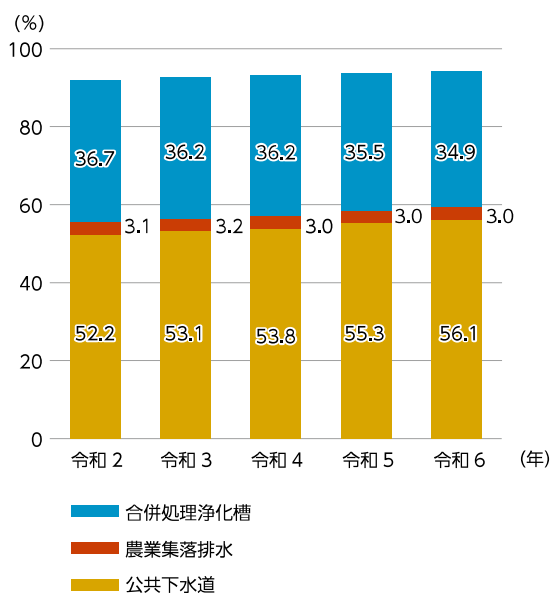
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

■ 水道事業を取り巻く環境は、今後の人口減少や節水機器の普及などによる料金収入の減少、老朽化した管路を含む水道施設の更新費用の増大による財政状況の悪化が見込まれます。また、災害への備えである水道施設の耐震化や技術者不足、近年の物価高騰や財政状況に見合う料金水準の見直しなどが水道事業を取り巻く課題となっています。これらの課題に対応するため、経営の効率化や広域連携の推進、管路や施設の効率的な維持管理に取り組めます。

■ 本町の汚水処理の方法は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つがあります。令和6年度末の汚水処理人口普及率は94.0%となっており、公共下水道分は56.1%、農業集落排水分は3.0%、合併処理浄化槽分は34.9%となっています。

■ 公共下水道事業認可区域については、更なる公共下水道の整備を進めていきます。また、公共下水道事業認可区域外については合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境の保全に取り組んでいきます。

汚水処理人口普及率



出典：汚水処理人口調査

部門別計画

荊田町水道事業ビジョン（令和3～12年度）
 荊田町水道事業経営戦略（令和3～12年度）
 荊田町公共下水道事業全体計画（平成6年度～）
 荊田町下水道事業経営戦略（令和6～15年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 安全で災害に強い 水道の供給	安全な水道水を安定的に 利用できています。	管路更新率	0.57% (R6)	0.8% (R12)
		耐震管率	8.8% (R6)	14.0% (R12)
		浄水施設の機能不全件数 (後期計画期間累計)	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)
2 下水道の整備と 管理	快適な生活環境が形成され、 公共水域の水質が保 全されています。	公共下水道水洗化率	84.8% (R6)	87.8% (R12)
		農業集落排水水洗化率	57.7% (R6)	57.7% (R12)
		公共下水道整備率	40.5% (R6)	45.5% (R12)
3 合併処理浄化槽に よる汚水処理の推進	快適な生活環境が形成され、 公共水域の水質が保 全されています。	合併処理浄化槽処理人口率	85.4% (R6)	87.2% (R12)
4 健全な上下水道経 営の推進	上下水道の経営が健全に 行われることで、持続可 能な上下水道事業が実施 されています。	上水道の経常収支比率	100.7% (R6)	107.5% (R12)
		有収率 (上水道)	90.2% (R6)	92.0% (R12)
		下水道の経常収支比率 (連結)	108.4% (R6)	109.0% (R12)
		有収率 (公共下水道)	99.0% (R6)	99.0% (R12)
		有収率 (農業集落排水)	98.0% (R6)	99.0% (R12)

用語解説

- 公共下水道事業認可区域**
公共下水道が供用開始されている区域及び年次ごとの整備計画のある区域です。
- 水洗化率**
実際に公共下水道や農業集落排水に接続している人口の割合です。
- 経常収支比率**
料金収入や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。
- 有収率（上水道）**
浄水場から供給された配水量のうち、料金徴収の対象となる使用水量の割合です。
- 有収率（下水道）**
処理された汚水量のうち、使用料徴収の対象となる有収水量の割合です。

持続可能な行政運営の推進

■ 施策の目指す姿

効果的・効率的に行政運営が行われることで、行政サービスが向上しています。

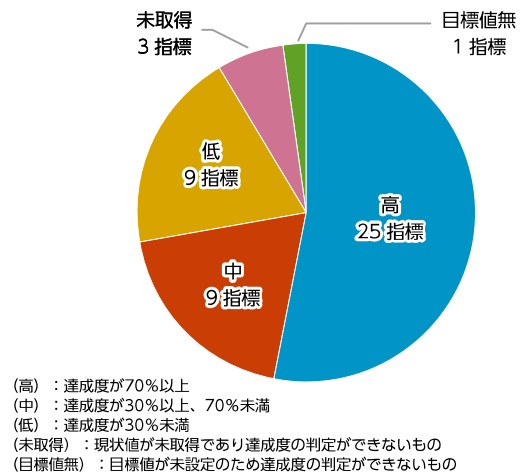
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
施策成果指標の目標達成割合	成果	—	100% (R12)	町の行政運営の状況を把握する指標です。総合計画の「施策」に設定した成果指標の目標値に対する達成状況です。

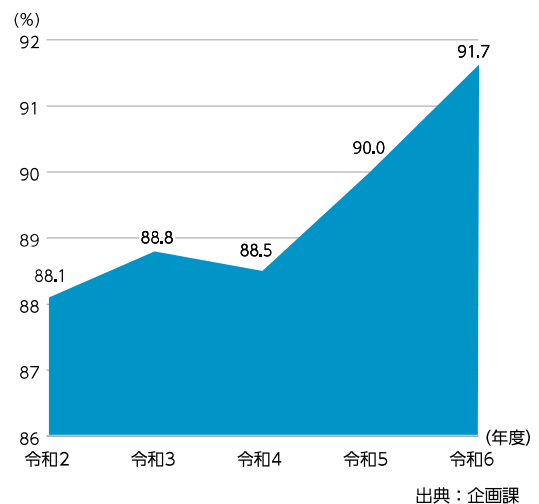
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化や人口減少社会の進行によって、対応すべき行政課題は多様化・複雑化しています。このため、限られた経営資源を最大限に活用し、AIなどのデジタル技術を利用して、効果的・効率的な行政運営を一層推進していきます。
- 情報発信は、広報紙、ホームページ及びSNS、dボタンによるデータ放送が整備されています。世代やニーズに応じた情報発信手段を活用し、町民一人ひとりが自分に合った手段を選び、必要な町政情報を取得できるように取り組んでいきます。
- パブリックコメントやワークショップなどを活用し、町民と町との意見交換ができる機会を設けます。また、ホームページの問合せフォームや各課の窓口において、引き続き町民から直接意見を聞く機会を確保していきます。
- 単独市町村ではなく複数の市町村による広域的な取組が効果的・効率的な行政サービスの提供につながる場合には、広域連携の実施を検討します。
- 人口減少に対応するため、シティプロモーションの実施やシビックプライドの醸成によって、関係人口を増加させ、移住・定住の促進に努めます。また、結婚の機会が創出できるように取り組んでいきます。

第5次総合計画前期基本計画の施策成果指標の目標達成状況（施策）



町からの広報・情報提供に不満がない町民の割合



基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 成果志向の行政 運営	市民のニーズを反映し、 効果的・効率的に行政運 営が行われています。	基本事業成果指標の目標達成割合	—	100% (R12)
		PDCAや成果を意識して業務にあたっ ている組織だと思える職員の割合	56.5% (R6)	67.5% (R12)
2 広報・広聴の推進	市民へ適切でわかりやす い情報提供が行われると ともに、市民への意見提出の 機会が確保されています。	町からの広報・情報提供に不満がない町 民の割合	91.7% (R6)	92.0% (R12)
		市民が意見を行政に伝える機会に不満が ない市民の割合	85.7% (R6)	90.0% (R12)
3 デジタル行政の推 進と情報システム の適正管理	行政事務・行政サービス がDX、AI活用により効率 的になり、それを支える各 情報システムが問題なく 稼働されています。	主要情報システムの予期せぬ停止時間	1.0時間 (R6)	0時間 (R12)
		IT化・デジタル化を行った行政事務・行 政サービス数 (総合計画期間累計)	167件 (R3～R6の累計)	338件 (R3～R12の累計)
4 個人情報保護と 公開	個人情報適切に管理され、 保護と説明責任が果 たされています。	個人情報漏洩件数 (後期計画期間累計)	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)
		情報公開請求における不服申立による変 更件数 (後期計画期間累計)	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)
5 広域行政の推進	周辺自治体との連携によ り、効率的で利便性のあ る行政サービスが提供さ れています。	広域連携事業数	11事業 (R6)	11事業 (R12)
6 確実な事務執行と 窓口処理	公平・公正で確実な事務 処理と窓口対応によって、 市民生活に支障がない状 態を維持できています。	町が行う事務手続きや窓口業務が適正か つ円滑に執行されていると思う市民の割合	84.8% (R6)	87.5% (R12)
7 人口減少対策の 推進	移住・定住の促進や、結婚 支援によって、人口減少が くい止められています。	社会増加数 (後期計画期間累計)	407人 (R2～R6の累計)	800人 (R8～R12の累計)
		婚姻件数	156人 (R6)	200人 (R12)

用語解説

■ DX

Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略称で「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を意味します。

■ シティプロモーション

地方自治体が、地域のイメージ向上やブランドの確立、地域経済の活性化などを目的として行う「宣伝・広報活動」のことです。

■ シビックプライド

まちや地域に対して持つ誇りや愛着を表現する言葉であり、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、当事者意識に基づく自負心のことです。

施策
6-2

健全な財政運営の推進

■ 施策の目指す姿

計画的な財政運営が行われ、健全な財政状況を維持しています。

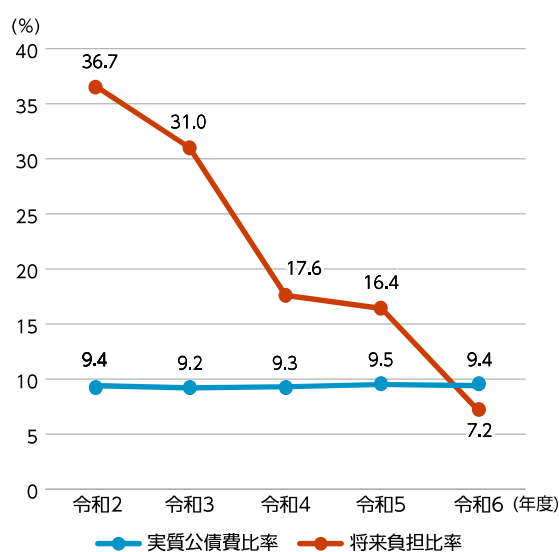
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
実質赤字比率	成果	— (R6)	— (R12)	一般会計等に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、赤字額が大きく、一般会計等の財政運営が深刻であることを意味します。
連結赤字比率	成果	— (R6)	— (R12)	水道事業や下水道事業等の公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、赤字額が大きく、町全体の財政運営が深刻であることを意味します。
実質公債費比率	成果	9.4% (R6)	13.0% (R12) (※1)	借入金等の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、借金の返済に一般財源が圧迫され、財政の弾力性が低下することを意味します。
将来負担比率	成果	7.2% (R6)	95.0% (R12) (※1)	借入金等の抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、将来に見込まれる負担が大きいということを意味します。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 経済情勢が町税収入に与える影響が懸念される中、多様化する町民ニーズに対応するための費用や、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費、新庁舎建設を含めた公共施設の老朽化に伴う維持・更新に要する経費など、歳出の増加が想定されます。中期的な財政見通しを立てて、計画的に財政運営を行い、財政の健全性を維持していきます。
- 財源に限られる中、公共施設等を効率的に運営し、行政サービスとまちづくりの持続性を確保するため、荻田町公共施設等総合管理計画及び各施設の個別施設計画に基づき、長期的な視点を持って新庁舎建設を含む公共施設等の計画的な更新・統廃合・長寿化等に取り組めます。
- 社会経済活動全体のデジタル化が進展していることから、公金業務についても効率化・電子化を促進し、引き続き適正な会計処理に努めます。

実質公債費比率及び将来負担比率



出典：財政健全化判断比率

部門別計画

荻田町公共施設等総合管理計画（令和4～13年度）

荻田町公共施設個別施設計画（令和3～32年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 歳入の確保	歳入を安定的に確保できています。	町税の徴収率 (国民健康保険税を除く)	97.91% (R6)	98.00% (R12)
		基金残高	9,880百万円 (R6)	5,500百万円 (R12) (※2)
2 歳出の適正管理	将来に過度な負担が残らないように、限られた財源で歳出をまかなっています。	経常収支比率	80.1% (R6)	80.0% (R12)
		地方債残高	8,350百万円 (R6)	13,000百万円 (R12) (※1)
3 公共施設マネジメントの推進	公共施設のトータルコストが削減し、費用が平準化しています。	個別施設計画に基づく工事(設計)着手件数 (後期計画期間累計)	10件 (R3～R6の累計)	16件 (R8～R12の累計)
4 適正な会計処理	適正な公金の支払いが行われています。	再振込件数	60件 (R6)	30件 (R12)

※1 本来下がると良い指標ですが、今後の大型事業に伴う歳出の増加を考慮して、基準値よりも上がる目標としています。

※2 本来上がると良い指標ですが、今後の大型事業に伴う歳出の増加を考慮して、基準値よりも下がる目標としています。

用語解説

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費や社会保障関係費、借入金の返済額などの毎年かかる固定的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの毎年収入される財源がどの程度充当されているかを比率で示しています。この比率が高いほど、財源に余裕がない状態が進んでいることを表します。

人材育成と組織体制の充実

■ 施策の目指す姿

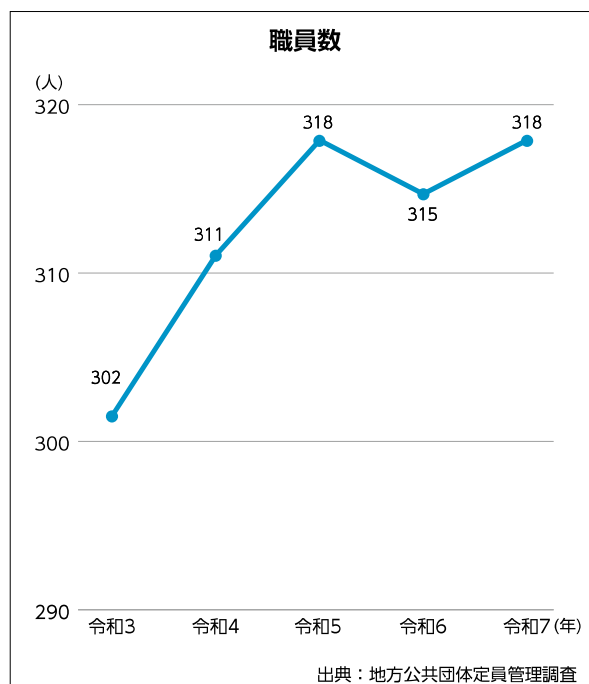
職員の資質向上が図られるとともに、機能的な組織体制が構築され、行政サービスが向上しています。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
組織・職員の抱える問題・行政課題に関し、迅速かつ適切に対応できていると思う職員の割合	成果	59.2% (R6)	70.0% (R12)	職員アンケートで、迅速かつ適切に対応ができていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した職員の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 地域における総合的な行政主体として多様化・高度化する町民ニーズに対応し、町民に身近な行政サービスを提供するという地方公共団体の役割はますます増えています。
- 職員の成長を後押しする人事評価制度を土台とし、多様な研修やOJTなどにより効果的な人材育成を実施します。これにより、職員の能力向上と組織全体の活性化を促進し、町民からの信頼を高めます。
- 全国的・全産業的な人材不足の環境下で、本町の採用も順調とは言えません。質の高い行政サービスの実現に向けて、優秀な人材確保や定着に取り組めます。
- デジタル技術を活用した業務効率化や働き方改革を推進し、ワークライフバランスの向上を図ることで、職員のモチベーション向上と健康維持を促進し、より活気のある職場環境を構築することで、行政サービスの質の向上につなげます。
- 社会の急速な変化や多様化する町民ニーズに対応するため、柔軟な思考力と行動力を持つ職員の育成に注力します。また、組織の最適化と効率化を進め、迅速かつ確な行政運営を実現します。



部門別計画

刈田町人材育成基本方針（平成14年度～）

■ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 人材育成の充実	能力が高まった職員が、 機能的・効率的な組織で 業務を行っています。	研修、OJT、人事評価、DX推進等が機 能し、人材が育成されている組織だと思 う職員の割合	38.8% (R6)	50.0% (R12)
2 効果的な組織づく りと人員の充実	機能的・効率的な組織と 人員確保により、質の高 い行政サービスが実現さ れます。	町の組織機構(課、担当の構成)は機能的・ 効率的になっていると思う職員の割合	42.5% (R6)	60.0% (R12)
		正規職員の必要職員数に対する充足率	100.3% (R6)	100.0% (R12)
3 健康で安心して働 ける職場づくり	職員の健康が維持され、 安心して職場で働くこと ができています。	超過勤務(年360時間以上)又は高スト レスな職員割合	14.0% (R6)	6.4% (R12)

用語解説

■ 人事評価制度

職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力・挙げた業績を把握したうえで行われる勤務成績の評価を、人事管理の基礎とする制度です。能力・業績に基づく人事管理を進めていくうえでの基礎となる重要なツールであるとともに、人材育成の意識を有するものでもあります。

■ OJT

On-the-Job Training(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の略称で「職場内訓練」と訳されます。実際に職場で実務を通して、必要な知識やスキルを学ぶ手法のことです。上司や先輩が現場で実務経験を通して部下を育成することを目的としています。

■ DX

Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)の略称で「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を意味します。